

スポーツ・フォー・オールと福祉国家

内 海 和 雄*

はじめに

前号の拙稿「スポーツの所有史」では福祉国家成立以前の国家政策つまり国家福祉としての「福祉」行為について展開した。主要には時の支配階級が自階級の利益のために福祉を独占した。被支配階級への福祉は、それが労働力、戦闘力の再生に障害となる場合、あるいは伝染病蔓延（支配階級にも飛び火する）の脅威となる場合に限り、最低限の保護が国家からの社会対策（国家福祉）として提供された。そして封建制社会では、各個人の生活は、種々の地縁的・血縁的人間関係＝共同体的諸関係と結びついた身分的な支配＝従属関係の中で「生かさぬよう、殺さぬよう」保障されていた。主君は家臣の、領主・地主は農奴・小作人の、親方は職人・徒弟の、それぞれの生活の面倒を見るのは階級的、身分的従属関係を維持するうえで必須であったからである¹⁾。

しかし市民革命、産業革命を経て確立した資本主義社会（市民社会）は、封建的な身分的・人格的拘束から解放された市民たる資本家と賃労働者の間の形式的には「自由」な契約関係（実質は全く逆だが）を軸とした社会であり、資本が社会の展開の基本を規定する。そこでの生産は、生産手段（商品としての資本）を私的に所有し、資本増殖のために労働者を労働力商品として購入する資本家階級と、身分的拘束、封土への拘束から解放されて自由な市民となり、自分を労働力商品として売る立場にある労働者

階級との間の「労働力を巡る自由な交換関係＝雇用契約関係」を通じて実現される²⁾。つまり、人口の多くを占めた農奴は労働者階級化して封建的な身分制からは解放されたが、資本主義社会の下では今度は資本家階級に従属するようになった。資本主義社会の初期には、農村からあるいは移民労働者の有り余る労働力が有り、彼らの劣悪な労働条件や、居住する密集した都市の非衛生的な環境は放置された。しかしそうした状態はやがて深刻な労働力の枯渇を来たし、伝染病の温床となって労働条件の改善や、都市環境整備への国家的施策を必要とした。

そしてスポーツもまたそうした所有関係の一環として、他の文化一般と同様に、支配階級に所有されてきた。資本主義社会に入ってからスポーツの階級的所有はアマチュアリズムが体现した。これによって貴族と資本家階級によってスポーツは独占され、労働者階級は排除された。しかし第2次世界大戦後、西欧・北欧では資本主義体制内で福祉国家が誕生した。終戦直後の福祉国家での福祉は、戦争による疲弊もあって、福祉の内容は医療、住宅、教育、労働等、生命、生活維持に直結する内容が主であった。しかし、1950年代末からの高度経済成長と共に、次第に文化的な内容をも包摂するようになった。福祉国家が第2段階へ発展した。この段階で国民のスポーツ参加を保障する「スポーツ・フォー・オール政策」が人類史上初めて誕生した。

本稿では、福祉国家とスポーツ・フォー・オールの関係について論じるが、先ず若干の項目についての概説を先に行っておきたい。

福祉国家 (Welfare State)：国家の機能を安全

* 広島経済大学経済学部教授

保障や治安維持などに限定する（夜警国家）するのではなく、社会福祉、社会保障制度の整備を通じて国民の生活の安定を優先する国家である。第2次世界大戦中に枢軸国（ドイツ、イタリア、日本）を「戦争国家（Warfare State）」と批判し、連合国（イギリス、フランス他）を「福祉国家」として政治宣伝した。特に、社会福祉、社会保障を国民の基本的な人権として、国家も国民も承認した上で実現されている。

スポーツ・フォー・オール（政策）（Sports for All Policy）：1960年代中頃から西欧の福祉国家で推進されたスポーツ政策であり、人類史上初めてのものである。ここでは国民のスポーツを享受する権利（スポーツ権）を承認し、そのための条件整備を国や地方自治体などの公共機関の義務とした。こうした政策が可能となったのはそれを支える生産体制の高度化とそこから得られた富の福祉国家としての国民への分配の制度がある。

自由権・社会権（the Right of Liberty, the Social Right）：19世紀、ブルジョア政権下、個人（主にブルジョア＝資本家）は、国家から理由無く拘束されない自由を獲得した。つまり封建制の身分拘束など、社会に残存していた諸拘束を破棄した。ブルジョア民主主義、ブルジョア個人主義の形成である。その典型が資本主義の基本である財産所有の自由である。そして理由無き身の拘束からの自由である。この自由は社会の諸事象に及び、例えばアマチュアリズムによってブルジョア個人にとって、経済的余裕があれば、スポーツに参加するもしないも自由となった。これは貧困問題にも適用された。貧困は個人々の低能力、労働意欲の低さ、怠慢などが原因とされ、多くは放置された。

しかし20世紀に入ると、大きな度重なる世界戦争、極地戦争、世界的不況、伝染病の流行など、個人々の責任では対処しきれない多くの悲劇による貧困とその原因が認識されるように

なった。こうして貧困克服のための国、地方自治体等の公共責任が自覚された。こうした公的責任を要求するのが社会権である。スポーツで言えば、スポーツに参加するためには広大な施設・設備を必要とする。それは個人の費用で賄うのは不可能である。したがって、スポーツに参加するのは個人の自由（自由権）であると言っても、社会的な支援が無ければ不可能である。そこで公共機関がスポーツ施設・設備を整備して住民に安く提供する、そのための請求権が社会権である。

フォードイズム（Fordism）：フォードイズムとは、フォード自動車会社で科学的管理法つまりベルトコンベアの流れ作業による製品の単純化、部品の標準化などによる量産システムである。戦後の高度経済成長は多くの産業でこの体制が導入されて可能となった。生産高に比例して賃金も上昇する生産性インデックス賃金を取り入れられたことで、労働者の士気が上がり、購買力も上昇した。一方、コンベアの手が速く生産能率を決めるため、労働強化、労働災害、それらによる労働疎外の原因ともなった。後のトヨタ自動車の生産方式はフォードイズムにちなんでトヨタイズムと呼ばれる。

ケインズ主義（Keynesianism）：市場は基本的に不安定であり、自己調整機能をもたない。市場が円滑に機能し、持続的な経済発展（成長）を実現するために政府がマクロ経済政策（金融財政政策）を通じて有効需要を創り出す必要があると考える。技術革新等による生産性向上が必然的に需要拡大につながるわけではなく、政府が金融緩和や公共事業等によって需要を喚起し、生産性向上を経済成長に結び付け、さらなる生産拡大、労働力需要の伸展、完全雇用が実現する。先進資本主義諸国の間では政府の介入の度合いには差があるが、このようなケインズ主義的市場介入が戦後の合意となった。そしてこれが福祉国家の政策を支えた。

新自由主義 (Neoliberalism)：1980年代からイギリス (サッチャリズム)、アメリカ (レーガノミックス) 等の先進諸国で多く採用された。ケインズ主義やフォーディズムによる福祉国家 (修正された自由主義) の行き詰まりを、市場原理を中心とする古典的自由主義で解決しようとする思想と政策である。経済的自由主義・自由貿易・自由市場・民営化・規制緩和など、現代社会における民間部門の役割を拡大させようとすることを指し、今日ではこの用語は、政府の規制緩和と民間役割拡大の政策を軽蔑する目的で用いられる。国家の機能を安全保障や治安維持などに限定する夜警国家だけに絞り、後は全て市場に委ねる。この点で、福祉国家の転覆を意図した。この結果、世界経済は多国籍企業が栄える一方で発展途上国はいっそうの貧困化が進み、国家間の格差が拡大した。また国内でも、公的福祉を市場化することによって、貧富の格差拡大が進んだ。

コーポラティズム (Corporatism)：第2次世界大戦後、北欧などの民主主義諸国における政府と利益集団 (主に労働組合など) のパートナーシップに基づく政策立案・政策運営・利害調整をいう。「ネオ・コーポラティズム」(新コーポラティズム) や「社会コーポラティズム」, 「民主的コーポラティズム」, 「社会民主主義的コーポラティズム」などとも呼ばれる。

1. 福祉国家の誕生

第1次世界大戦は総力戦であり、西欧の各国政府は国民の戦争への動員と士気高揚の「餌」として、福祉を重視した。その結果、第2次世界大戦までの戦間期は女性の参政権を含む普通選挙権の実現をはじめとして、国民の諸権利、福祉が相対的には大きく進展した。スポーツ分野では、これまでアマチュアリズムによって日常的なスポーツ参加や競技会からは排除されてきた労働者階級も労働組合が主導性をもって労働者スポーツ運動として、また女性の権利の拡大とともにスポーツへの参加も志向し、国際女性スポーツ運動が発展した。

そして第2次世界大戦も同じく総力戦であった。1942年、イギリスのベヴァリッジ・レポートは、戦後の社会を展望して国民福祉を提起した。これはやがて、ファシズム国の戦争国家 (Warfare State) に対抗して福祉国家 (Welfare State) と呼ばれるようになった。戦争によって疲弊した国民経済を再建するために、また顕在化した多数の国民の失業問題を解決するために、そして一方では東欧の社会主義国の福祉を睨みながらそれに対抗する為に、ケインズ主義的福祉国家は救世主的な政策であった³⁾。

ここで福祉国家の定義を明確にしておきたい。

「福祉国家とは、労働者階級の政治的、社会的、経済的同権化を中核にして形成され、全国民的な広義の社会保障制度を不可欠の構成要素とする、現代資本主義に特徴的な国家と経済と社会の関係を表現する用語」⁴⁾である。

しかしそうした国家的な税収入りの再分配を規定するのは生産体制の発展段階であり、その点からこの福祉国家を分配の視点である「ケインズ主義的福祉国家」(“Keynesian Welfare State”) よりも、それを可能にする条件である生産体制の側面を「フォード主義的安全保障国家」(“Fordist Security State”) と呼ぶ傾向もある⁵⁾。それらの背後には、これまで先進国の人々の生活保障を担ってきた20世紀型福祉国家とそれを支えてきた国際的、国内的な社会関係である⁶⁾。

ところで、「福祉国家の正当性は何か」と問うとき、財政の観点から考えて最も重要な論点は「公平性」である⁷⁾。そして、福祉国家は、社会保障が施しや恵みではなく、社会権として確立していることに求められる。したがってどれほ

ど豊かな施しが国家によってなされる社会であっても、保障に権利性が伴わなければ福祉国家というべきではない⁸⁾。これは、時には軍事国家でさえも一時的に国家福祉を充実させることもあることを想定している。それ故福祉国家とは福祉が権利（社会権）として国家と国民双方から認識され、そのための具体的な保障が提供された国家を言う。後述するようにスポーツ・フォー・オール政策におけるスポーツ権もまた、社会権の1つとして福祉国家に誕生した。

ここで、福祉国家像を第2次世界大戦中に打ち出し、戦後のそれをリードしたイギリスを例として見てみよう。

1942年のベヴァリッジ・レポートの社会保険制度の充実によって戦後の福祉国家像を鮮明に打ち立てたイギリスは、福祉国家の出発点において1つの理想郷となった。しかし1950年代までは順調に進んだイギリスも、大量生産体制（フォード主義的生産システム）化は、60年代から次第にその弱点を露見しはじめ、イギリス工業はヨーロッパで最低の水準へ下降した。農業の近代化も大きな課題となっていた。イギリス国民の富は、絶対的にはわずかに増大していったが、他の成長国と比較すると相対的には減少していった⁹⁾。一方、消費面では強力な労働組合にリードされて政府からの手厚い福祉制度を維持した。つまり拠出-給付均一主義による最低生活の保障、国庫補助、医療保障などが整備された¹⁰⁾。こうしたベヴァリッジ・プランによる均一拠出、均一給付による最低限の生活保障が第一段階の福祉国家である。そして1950年代末以降の高度経済成長による「豊かな社会」によって、中産階級や中層・上層労働者のより高度な要求への対応が求められた。住宅、医療、教育、高齢者介護等々のより充実した政策、そして諸文化要求である。そこに高度経済成長に伴う身体的、体力的そして精神的変化に伴い、国民のスポーツ要求が高揚し、国家としてもそ

れに対応する必要に迫られた。これが第2段階の福祉国家である¹¹⁾。

こうしてイギリスのフォード主義的安全保障体制=ケインズ主義的福祉国家は、前者の生産体制側の停滞から、後者の国民への再分配の資源枯渇という状態=福祉国家の危機へと進んだ。そして、特に1979年のサッチャー政権以降の新自由主義的諸政策の下で、後者の福祉国家は生産の蓄積戦略の障害物として、あるいは勤労意欲と投資にとってのマイナス誘因として、攻撃された。つまり、手厚い福祉は国民の勤労意欲を低減させ、国民を怠惰にし、企業の成長の遅れを招来し、それは国内外からの投資を引きつけず、産業発展の停滞を招くと考えられた。完全雇用への政府の介入は拒否され、労働組合の諸権利は攻撃、剥奪され、福祉国家の様々な構成要素（国民にとっての既得権益）が縮減された。こうしてケインズ主義的総需要調整による「完全雇用」保障と、再分配方式中心のナショナル・ミニマムの社会保障を2本柱とする福祉国家保障体制が危機に陥った¹²⁾。

2. 福祉国家の類型

いまイギリスを福祉国家の典型としてその誕生を見たが、現在の福祉国家の状況はどうなっているのだろうか。福祉国家における所得や福祉は概ね次の3つの要素の総計として成り立っている。そしてその前提として、生産体制としての一定水準の発展を遂げていることは言うまでも無い。

- ①家族の提供するサービス活動（子どもや年寄り、あるいは病人の世話など）
- ②市場によるサービス活動（賃金や労働に結びついた、市場で購入される福祉）
- ③政府の提供するサービス活動（脱商品化された公的サービス）である。

以上の3つの要素の結合の仕方が福祉国家のレジームを決定している。それらの単一の要素

によって成立している事例はなく、結合の仕方
で特徴的な点から類型に分類される。1990年段
階の西欧の福祉国家の分類はエスピン・アンデル
センによる次のような3つの類型が一般的で
ある¹³⁾。

(1) 社会民主主義型福祉国家レジーム

北欧型福祉国家とも言われ、まず雇用面から
見れば、完全雇用を志向し、女性の雇用も男性
との平等化を志向している。子どもや老人のケ
アも家族（主に妻、娘、嫁）によるサービス供
給にあまり頼らず脱家族化をし、さらに市場に
任せることもせず脱商品化し、国家（公共）の
支援と役割がより大きく、より平等性の高い普
遍主義的な連帯の原理に立脚している。ス
ウェーデン、ノルウェー、デンマーク等の社会
民主主義的な勢力によって推進されている。こ
こでの社会民主主義勢力は最高水準の平等を追
求する福祉国家を志向しており、ジェンダー的
には、女性の社会参加を積極的に推進し、その
ための社会的保障を追求する。

(2) 保守主義型福祉国家レジーム

北欧諸国におけるような市民権（公的保障）
だけに強く依拠するものとは異なり、保険原理
を基礎にしてつくられ、平等よりもむしろ公平
（契約上の公正）を強調している。しかし社会保
険は職業上の地位によって極度に細分化されて
いることもあり、格差も前提としている。社会
保険でカバーされるためには長期的な雇用キャ
リアが求められる。そのため男性稼得者に全面的
に依存することになり、女性の福祉権は派生的
で間接的なものに追いやられてしまう。つまり、
女性は家庭を守ることに専念し、社会民主主義
型福祉レジームのように社会参加を積極的に促
進するものでもない。そのため子どもの養育や
老人の介護等は女性（主に妻、娘、嫁などの家
族）あるいは地域の協同に依存し、脱家族化では

なく家族化が強い。前者の社会民主主義型福祉
レジームのように国家責任を前面に出すもので
もなく、次の自由主義的モデルのように市場の
効率性や商品化を強く追求するわけでもない。
カトリックの社会的教義の根本である「補完性」
という考え方に依拠していると言われている。
これはキリスト教民主主義政党の政府が続いた
ことに由来している。オーストリア、フランス、
ドイツ、イタリアなどがここにグループ化され
る。

(3) 自由主義型福祉国家レジーム

自由主義型福祉国家レジームは、社会民主
主義型の公共的あるいは保守主義型のような家族
主義的ではなく、どちらかと言えば個人主義的
である。私的に購入した福祉（企業福祉、生命
保険、高齢者のための市場化されたケア）が最
適であると主張する。その結果、国家の役割は
残余的となる。つまり国家の役割は規制政策や
減免税を通じて市場の効率を最大限に高めるこ
と、より一層商品化を促進することによって個
人が市場に依存することを奨励する。これは脱
商品化とは正反対の商品化である。給付額が低
く社会権が弱いために国民はもっぱら自分の労
働（賃金）に依存せざるを得ない。市場は開放
的で自立性と勤勉性を育てる最善の制度であり、
市場が円滑に機能しその自己調整的なメカニ
ズムが作用すれば、労働意欲のある者は確実に
就職ができ、自力で福祉を享受できると考えら
れた。他方、公共による社会政策は真の困窮者
に限定し、資産評価（ミーンズテスト）付きの、
時には偏見（スティグマ）を伴って給付される、
残余的なものである。「市場が失敗」した時の
み公的な義務が発生すると考える。こうして商
品化こそが最優先される。アメリカ、カナダ、
オーストラリアなどが典型国である。そして
1980年代のサッチャリズムから90年代中頃のイ
ギリスはこの方向を志向した。ここでは完全雇

用や女性の社会的地位への関心は市場への関心ほどは高くなく、最低限の社会保障である。

以上が、エスピノ＝アンデルセンによる西欧を中心とした類型であるが、彼の分類が男性雇用中心＝女性の家庭内幽閉化であるとのジェンダー論者からの批判、そして先の3つの類型には含まれない諸国からの批判が出た。そして後述するように日本の特徴を巡って、いくつかの試みもなされている。

しかし、この西欧・北欧型の福祉国家においてのみ、スポーツ・フォー・オール政策が誕生し、推進されてきた。その具体例は後述するが、以下に述べる諸レジームではスポーツ・フォー・オールは実現されていない。

(4) 南欧型福祉国家レジーム

南欧型福祉国家レジームは上記の3つのモデルとの関係では後発性の強いものであり、「後発福祉国家」として認識される。生産体制が十分に発展していないために、再分配の福祉体制も不十分ということである。イタリーを除く地中海諸国に該当する。ここでは家族的サポートが中心となっている。

(5) 東アジア型福祉国家レジーム

日本との関係で問題となるのが、日本を含む東アジア型福祉国家レジームといわれる範疇である。ここには日本、韓国、台湾、シンガポール等が含まれるが、これらの国々は、ある程度生産体制を発展させ、経済発展を遂げているが、先の西欧的な基準での福祉国家化をしていない。その点で、経済発展（生産）の度合いが福祉国家化を規定するという理論は必要条件ではあっても、必ずしも十分条件とはならない。つまりある程度のフォード主義的安全保障国家化をしながらも、国家的な利益の再配分においてより平等なケインズ主義的福祉国家化をしていない。

これらの国々では西欧に比べて経済発展が遅

れて、つまり日本の1960年代を除けばいずれも1980年代以降に成長した国々であり、経済成長は輸出経済を基本にした。つまり大企業への巨額の投資をして、国内産業基盤（道路、空港、港湾、ダム……）を形成し、海外輸出を条件づけた。その一方で、国民の生活基盤である住宅、公園、上下水設備、公共図書館、学校、スポーツ施設などの福祉的側面での施設建設が相対的には軽視された。これは国民の諸権利の軽視である。こうした外需重視、内需軽視の経済発展と福祉の軽視は日本の高度経済成長以降の典型的な姿であるが、後進の経済発展を遂げた韓国、台湾なども基本的には同じ轍を踏んでいる¹⁴⁾。社会福祉の第一義的な役割は、家族や地域共同体に依存し、その点では上記の保守主義型に似ているが、公的救済と公的扶助は、家族の支援の無い困窮者のために慈善という形態をとった。GDPに対する福祉支出の割合を見ると、東アジア諸国はヨーロッパ諸国よりも非常に少なく、イギリスの50%レベル、スウェーデンの35%レベルでしかないと言われる¹⁵⁾。また、日本、韓国、台湾の3ヶ国とも要介護高齢者の施設入所率が低く、その多くが家族、とくに妻、娘、嫁によって介護されている¹⁶⁾。こうして、東アジア型福祉国家レジームは家族を中心として構築された福祉国家の形態、いわば家族中心福祉レジーム (Family-Centered Welfare Regime) だといえる¹⁷⁾。

3. 日本の福祉国家の推移

次いで、日本におけるスポーツ政策の前提としての戦後の福祉政策を概観する。2000年代に入って、派遣切り、後期高齢者、ネットカフェ難民、格差社会、下層社会、ワーキングプア、貧困等々の用語が毎年のように生み出され、また流行語となるような事態は、現在の日本社会の福祉や社会保障が機能不全にあることを意味している¹⁸⁾。この貧困状況にあって、若者と女

性がいっそう深刻である。これは若者のスポーツ参加（する、見る、支える）の前提である「時間、金、場所、仲間」の獲得にとっても、危機的状況にあることを示している。しかし、このことを多くのスポーツ関係者はあまり問おうとしない。

ここで、日本の福祉国家の推移について概略を見ておこう。とはいえ、この表現は厳密に言えば正しくないかも知れない。というのは、日本の社会保障制度の低水準ゆえに「日本が非福祉国家の典型国である」¹⁹⁾とする意見もあるからである。もちろんこの場合、西欧基準での福祉国家観からの判断である。したがって、ここに福祉国家概念をめぐる議論が成立するが、ここではひとまず「福祉国家化への志向」という程度の意味で理解して、とりあえず、その推移の概略を見ることにする。斉藤ら²⁰⁾は「発展期」（1940～1970）、「縮減期」（1970年後半～80年代）、「再編期」（1990年代以降）として時期区分をしている。また、横山²¹⁾は第1期を高度成長の展開期（1955年から73年石油ショック辺り）、第2期を低成長への移行期、そして第3期を構造改革期としている。構造改革の本格的な確立と実行期は1996年から始まる橋本内閣の「六大改革」（経済構造改革、財政構造改革、金融システム改革、社会保障構造改革、行政改革、教育改革）からである。そして二宮²²⁾は次の4期に区分している。第1期は憲法制定から戦後教育・福祉改革、福祉三法（生活保護・児童福祉・身障者法）そして、1960年代初頭の医療・年金の国民皆保険体制の成立時までである。第2期は1960年代初頭から70年代半ばの革新自治体の高揚期である。この時期に日本型福祉国家の原型が成立した。革新自治体は公害規制、環境保全他、保育・教育・医療・福祉などの現物支給型サービスを大きく発展させた。第3期は1970年代後半以降、「企業社会プラス利益政治」が従来の福祉体制を否定し始めた時期である。

そして第4期は1990年代から今日に至る時期であり、新たに新自由主義が強化され、福祉に関しても福祉国家派、企業社会派そして新自由主義派がせめぎ合いをしている時期である。

以上の3者の時期区分は大きくは異なっていないが、時期の政治的、経済的背景の分析において、前者がやや弱く、そして後の新福祉国家論でも論じるが、国家論の弱さに連結している。したがってここでは、折衷的だが、後者2者の政治的、経済的記述を基盤としつつも前者の区分に従って福祉国家的施策を展開する。

(1) 福祉国家の発展期

終戦直後から1970年代初頭にかけては、日本においても「福祉国家」への発展期である。福祉国家を主導したヨーロッパ諸国では、様々な制度的相違を抱えつつも、福祉国家・社会保障に向けられる予算の増加、個別の福祉・社会保障プログラムの増加、それらのプログラムに包摂される人々の増加へと福祉国家は拡充されていった。

日本では、高度成長の展開期（1955年から73年石油ショック辺り）は企業重視の生産基盤の形成を中心（土建国家化）に、国民の労働条件や生活（福祉）を低く抑え、また政府も大企業に最大限の支援を行った。こうして企業にとって生産コストを低く抑え、海外輸出製品の競争力を増すためであった。年率10%という高度経済成長を達成したが、既述のようにそれは輸出支援を中心とした外需拡大であり、内需拡大としての福祉は極力抑制された。この時期既に戦後日本の福祉、社会保障の低いあり方の原型ができあがっていた。

この時期の政治的、思想的背景を見ると、戦後改革は占領軍による「上から」、「横から」のものであり、戦中までの古い制度、思想をある程度は解決しながらも、民衆の能動的参加による徹底した意識改革や、権力担当者と民衆の双

方による革命と新たな憲法原理の正当性の共有という体験を欠くものであった。そして国民の権利意識の弱さ、民主主義の不徹底、国民への再分配（福祉）の低さはその後の政府による企業への規制力の弱さをもたらし、西欧・北欧のようなフォード主義的蓄積体制に対応するケインズ主義的福祉国家的側面が弱いままに推移した。輸出中心の高度成長は国民生活、国民福祉を低位に置き、一方で公害、労働災害などの歯止めのない激化、独占禁止法の形骸化や消費者問題の続発などの大企業優遇策の推進、その一方で国民生活軽視、そして農業・食料の対米依存による農工不均等の深刻化、などの日本の特殊性の決定的要因となった²³⁾。

それでも1955年に「経済自立5カ年計画」が策定されて高度経済成長が軌道に乗り始めると、国民の労働意欲を高揚させ、国家や企業への忠誠を強化し、経済成長を維持するためにも社会保障を整備し生活の安定化と近代化が求められた。現に1961年には国民皆保険・皆年金体制がスタートし、福祉国家への方向性を示すかに見えた。

50年代後半からの産業基盤（道路、港、航空、ダム他）優先、国民生活基盤（学校、保育所、図書館、文化ホール、病院、敬老院、スポーツ施設他の福祉施設）軽視の土建国家的、開発主義的経済成長は、企業内においては労働災害、長時間労働などの過酷な労働条件に支えられ、企業外には汚染物質を処理せずに垂れ流し放題で、水質、空気、土壌他へのあらゆる公害を発生させた。こうした労働者、地域そして国民の生活の大きな犠牲の上に、日本製品は国際競争力をつけて次第に海外市場を席卷して行った。その一方、多少のお零れの恩恵にあずかりながらも、国民の生活、福祉は大きく犠牲にされた。

1960年代半ばから70年代半ばに掛けて、様々な住民運動、市民運動が展開され、60年安保闘争以後停滞していた革新運動が再興した。その

背景は、高度経済成長をして日本経済、生産体制が大きく成長をとげながら、国民生活に直結する共同住宅、下水道・清掃施設、公園、都市交通手段、教育施設、保育所、病院、スポーツ施設等々の社会的共同消費（福祉インフラ）の欠如が顕著であり、それらを要求することが国民、地域住民の権利であるとの認識が高揚したからである。

これらの住民運動、市民運動に支えられて、地方自治体の多くが革新化して住民福祉を志向した。1963年の一斉地方選挙における横浜、京都、大阪、北九州などで多くの革新市長が誕生し、その後急速に増加した。1975年の一斉地方選挙後には人口の40%強を包含するまでの広がりを見せ、東京から大阪までの革新ベルト地帯を誕生させた。

これらに対応して、中央政治では1972年総選挙での与党自民党の後退（議席率62.3%から57.8%へ）、野党社会党の回復と共産党の急伸（議席率は合わせて21.4%から32.1%へ）、74年参議院選挙と76年衆議院選挙による国会における与野党が伯仲した。こうした動向を反映して、1973年前後には社会党の「国民連合政府綱領案」、共産党の「民主連合政府綱領案」、公明党の「中道革新連合政権構想」そして民社党の「革新連合国民政権構想」などの革新連合政権構想が次つぎに発表され、すべての野党が自らを「革新」として保守の自民党に対峙した²⁴⁾。

これに対抗して自民党が「都市政策大綱」（68年）、新全国総合開発計画（69年）、そして田中角栄も『日本列島改造論』（72年）を出して、従来の開発型政策を踏襲すると同時に、一方では先の国民運動や革新自治体の高揚の中で国民福祉を重視することを余儀なくされた。具体的には1970年の公害対策基本法の全面改正、1971年の環境庁設立、田中内閣における「福祉元年」の宣言と1973年度予算における社会保障費の24%増等があげられる。1971年から73年までの

「経済白書」も、「価値規範の一大転換」と評されるほどの福祉国家化への傾斜を示し、児童手当法（1971年）の新設、福祉6法や国民皆保険・皆年金体制など、既に整備されていた諸制度を財政的に充実させた。また社会福祉部門の相対的拡大も重要である。「福祉元年」、「先進国並みの福祉水準」として宣伝された1973年度予算は70歳以上の老人の医療費無料化、健康保険の給付改善、月額「5万円年金」の実現などを盛り込んだ。ともあれ、この時期、社会保障は国内需要の拡大として位置付けられた。

とはいえ、これらの前進にも拘わらず、日本の社会保障費の対GDP比は欧米諸国に比べると顕著に低いままであった。こうした若干の前進も、1973年のオイルショックに始まる不景気の中で、福祉は大きく停滞を余儀なくされた²⁵⁾。

この時期は先進諸国に共通して福祉国家が発展した。その背景としていくつかの政治的・経済的・社会的条件が規定要因として考えられる。政治的には保守、革新の両陣営がいわゆる「コンセンサス政治」として、挙って福祉充実に賛同した。イギリスでは保守、労働の両党の大蔵大臣名を合体させた「バツケリズム」の存在や、スウェーデンでは、コーポラティズムと呼ばれる労使協調制度が成立し、福祉国家を支える制度として機能した。経済的には福祉国家は「ケインズ主義的（型）福祉国家」と呼ばれる性格を有した。そして社会的次元としては、例えば人口統計学的な要素がある。医療や年金では、若者層と高齢者、つまり財政的に見て主要な担い手である就労世代と受給が中心となる退職世代との間で、人口的なバランスがとれていたこと。また、当時は未だ家族の安定性も大きな背景であった。育児や介護など家族内での取り組みが可能とされた分野は、福祉国家・社会保障の対象から外され、整備が遅れた²⁶⁾。発展期の福祉国家は世界的に共通してこれらの時代的条件の上に成り立っていた。しかし日本において

もそれらの動向に規定されながらも、保守であり与党である自民党はあくまでも大企業の成長を優先させ、産業基盤重視の社会資本の投資を行った。その一方で国民の福祉は隅に追いやられた。

この時期、国民のスポーツ参加は、高度経済成長によるスポーツ要求の高揚により、そして1964年の東京オリンピックの開催により、大きく増大したが、未だ個人的処理の対象とされ、国や自治体の政策的な対象とはなりきれていなかった。それは福祉国家化を志向した多くの革新自治体でも同様であった。西欧・北欧の福祉国家でのスポーツ・フォー・オールが、福祉国家発展の第2段階で初めて実現したように、日本の革新自治体においてもスポーツは未だ第1段階の課題とはならなかった。

(2) 福祉国家の縮減期

第2期は1973年のオイルショックに始まり、1970年代後半から80年代にかけての低成長期である。ひとたび低成長期に入ると、社会保障費の増大が生産コストの上昇に反映されるために抑制が必要であると大企業から圧力があり、社会保障の理念や制度の退行的見直しが連続的に提起された。その完成版が1980年代初頭の臨調「行革」である。臨調（第2次臨時行政調査会）は5次にわたる答申で国民負担率（租税と社会保障負担の合計を国民所得で割った比率）の低位抑制、自立・自助と家庭・近隣・職場などの連帯と相互扶助、民間の活力を基本とした「活力ある福祉社会」「日本型福祉社会」を提起し、各制度の見直し（改悪）を提起した。今なお輸出型、外需拡大型の経済成長を優先し、内需拡大の中心である社会保障、国民生活の改善を冷遇した。残念なことに、臨調「行革」をもって戦後日本の福祉国家の政策的枠組は完全に放棄された²⁷⁾。とはいえ、政策的枠組は放棄されても、これまでの政策のすべてを放棄すること

はできなかった。その背後には福祉を維持しようとする国民の運動があったからである。

この時期、政府は1974年に総合研究開発機構(NIRA)を設立して、革新自治体の崩壊を画策した。1975年以降本格化した革新自治体潰しの指導理論となった「都市経営論」や「地方財政減量経営論」を提起し、行政の守備範囲論の提起や市民の「自治」という名での「自立・自助」の強調など、1980年代の新自由主義的「行政改革」の先取りを提起した。

そして1970年代以降の福祉政策に対しては、政府自らも1973年を「福祉元年」として位置付けたが、その年のオイルショックによって「福祉2年」は存在しなかった。それどころか福祉、社会保障が経済成長の足枷であると攻撃し、1975年の三木内閣のライフサイクル論における「ばらまき福祉」批判と「自助努力による福祉」を強調し始めて、先述した日本型福祉社会論が「活力ある福祉社会」として臨調答申に書き込まれて本格的な実行の段階に入った²⁸⁾。こうして再び個人責任化へと逆行した。

日本製品の世界市場の席巻に対して、G7では1985年にワシントン・プラザホテルでの合意(プラザ合意)によって円高を推進した。これによって日本製品の輸出は大きく落ち込んだ。それを克服するために日本企業は次第に多国籍企業化をして、安い労働力を求めて韓国、中国などのアジア諸国へ進出し、生産現場を海外に移転し始めた。これによって国内の産業空洞化が始まった。この時期、国民の福祉は新自由主義政策の下に市場化の一途を辿り、福祉も金次第となり、貧富の格差が拡大し始めた。

この時期の福祉国家のあり方について大沢はジェンダー論からエスピン＝アンデルセンを批判して、福祉国家のジェンダーからの視点から見て次のような「男性稼ぎ主」型、「両立支援」型、「市場志向」型という3類型を提起した²⁹⁾。大沢によれば、1980年時点の日本は、福祉関連

支出の規模がOECD諸国の最低レベルであり、社会政策が選別主義的で家族を支援する志向が弱く、商品化が促進され、個人に市場参加を強いるという点では「自由主義」的である。同時に社会保険の職域別分立と階層性(勤め先企業規模別の格差など)の面で「保守主義」的である³⁰⁾。そして1980年代の「日本型福祉社会」政策によって、「男性稼ぎ主」型がむしろ強化された。1990年代の社会政策は、男女の就労支援と介護の社会化という両立支援(スカンジナビア)ルート、労働の規制緩和の面では市場志向(ネオリベラル)ルート、不況のもとで女性と青年を中心に非正規化が進み労働市場の二重構造が強まるという意味の「男性稼ぎ主」(保守主義)ルートを混在させながら、総じて「失われた10年」を送った³¹⁾。つまり、福祉の停滞した10年であった。

実はこの時期の国民スポーツは、後述するように経済全般の停滞の陰で、着実に進展していた。1985年には日本のスポーツ施設数は1969年の2倍の約30万となった。しかしそれ以降は一貫して低下した。

(3) 福祉国家の再編期

第3期は構造改革期である。構造改革はグローバル化に対応した経済・社会の仕組みの転換であり、規制緩和は2つの側面をもって遂行された。第1の側面は多国籍企業(大企業)の利潤を最大限に保障することを基本とする市場と競争の強化・拡大策であり、大企業の進出を規制してきた「大型店舗進出規制法」などの拘束の解除、大企業への法人税の減税など最大限に優遇した。例えば「大型店舗進出規制法」の撤廃により、郊外に大駐車場を付置した大型スーパーマーケットの無制限な建設は、旧商店街の多くを「シャッター通り」化させ、町の活性化を一気に奪い、地域崩壊、生活破壊を来した。

第2の側面は、社会保障を構造改革に組み込んだことである。これまで多少とも蓄積してきた国民を保護する社会保障の成果は、規制緩和によって次第に切り崩され、企業参入が可能なビジネスチャンスの場に変えること、つまり市場化と営利化が促進された³²⁾。これは当然に福祉の格差拡大を引き起こした。

グローバル化によって、大企業は国際的経済競争の激化に打ち勝つために、福祉国家的合意からのいっそうの離脱をめざし、企業福祉もまた弱体化した。この背景には、日本の労使関係そのものの見直しがあった。つまり1995年に日経連による終身雇用放棄として注目を集めた「新しい時代の『日本の経営』」が出され、その後相次ぐ労働市場規制緩和策は、雇用の流動化・柔軟化を加速し、非正規雇用が拡大し、正規雇用を浸食し始めた³³⁾。

この時期においても日本では未だに公共投資の規模が大きい。小さな福祉政府でありながら、大きな「土建」政府である。たとえば1997年には、公的資本形成の8割を地方政府が執行しており、地方政府支出に占める公的資本形成の割合は4割以上と、中央政府での3割を上回る。日本の地方政府は中央政府以上に土建政府である³⁴⁾。

構造改革の本格的な確立と実行期は1996年から始まる橋本内閣の「六大改革」（経済構造改

革、財政構造改革、金融システム改革、社会保障構造改革、行政改革、教育改革）からである。これ以降は、国民の既得権益をいっそう敵対視し、社会保障を徹底的に削減し、その一方で福祉の市場化、営利化を推進した。介護保険制度のように、介護の家族負担解消（脱家族化）を標榜しつつも、保険化によって商品化、高価化し、さらに介護労働の厳しさの一方で介護者の手当を低く抑えた為に、介護者不足を来している。

1990年代に入ると福祉レジームに新たな変化が生じた。80年代の福祉削減を継承しながらも、家族主義が弱体化したことである。家族福祉が限界に達し、高齢者介護や児童保育において政府が社会サービスを拡充する方向へと転じた。これは1986年の男女雇用機会均等法以来の女性の労働力化（主にパート労働）の促進と家庭が貧困化した必然の結果でもある。こうしてケアの社会化が進み、女性の労働力化が高まることによって、脱家族化が進行した³⁵⁾。

後述するように、1995年以降に開始された総合型地域スポーツクラブもこの新自由主義路線の一環に位置付けられた。つまり最も必要な公共スポーツ施設の建設を行わず、クラブへの入会費や会員費の有料化を理念として推進した。それに対応しきれない分は、民間企業によるスポーツ産業を期待した。しかし90年代以降の国

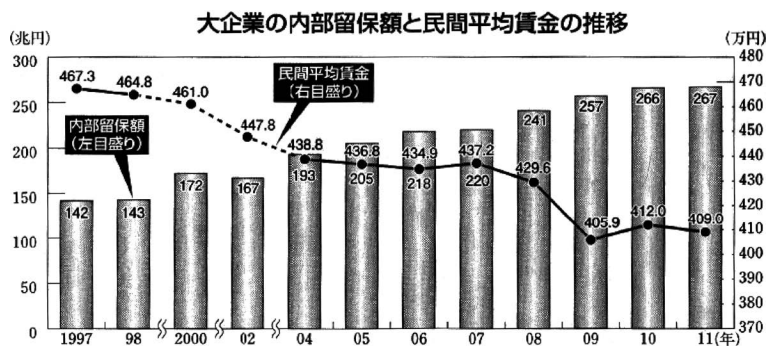


図-1 大企業の内部留保額と民間平均賃金の推移

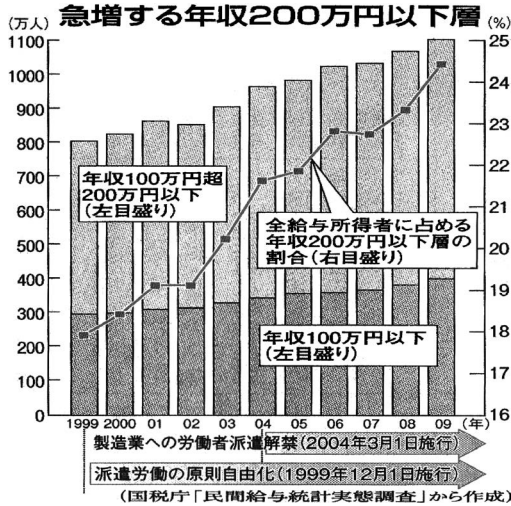


図-2 年収200万円以下層

民生活の逼迫は、可処分所得、可処分時間の減少となり、国民、地域住民のスポーツへの参加を減少させている。

図-1 が示すように1997年から2011年の資本金10億円以上の大企業の内部留保金は、不況との宣伝の中で、142兆円から267兆円へと右肩上がりに約2倍に増え続けた。一方民間労働者の平均年収は、1997年の467.3万円から2011年には409万円へと14年間で58万円も下落した。

さらに、新自由主義的諸政策の下で、年収200万円以下の下層は図-2に見るように、1999年の約800万人（23%弱）から2009年には1,100万人（約25%）へと増加しており、尚右肩上がりで上昇中である。

このように、大企業の繁栄の一方で、国民の貧困化の促進は1980年代以降の新自由主義的政策の帰結である。そしてこの国民の貧困化は、国民の福祉水準をいっそう低下させた。それは国民のスポーツ参加の低下でもある。

4. 日本のレジームはなにか？

日本はエスピン＝アンデルセンによる西欧型の3つのモデルに入らないことから、いかなる福祉国家類型に属するのか、あるいは日本を福

祉国家と呼べるのかどうか、という疑問が提起されてきた。ともあれ、福祉国家研究者の間では、日本は多くの領域で福祉が後進的ではあるが、何らかの福祉国家の範疇に入ることが模索されてきた。そしてその範疇とはいかなるものなのか。

日本は、終身雇用制度の下で雇用の拡大と完全雇用とに強く関わってきたことでは社会民主主義型的であり、家族主義や分立した社会保険制度においては保守主義型的である。そして残余主義や私的な福祉に強く依存することでは、自由主義型とも共通している。もちろんそれらはそれぞれに不完全なものではあったが、こうして3つのレジームの各要素を組み合わせているように見える³⁶⁾。この点で、宮本らは日本型福祉のあり方は先の「3つのレジーム」と「東アジア型福祉国家レジーム」の間に位置づけている³⁷⁾。また、大沢のように、ジェンダーの視点から「男性稼ぎ主」型、「両立支援」型、「市場志向」型という3類型を提起した³⁸⁾。

そして、日本を福祉国家レジームに位置づけるために新川は図-3に示すように、家族主義レジームに近似するものととらえている。ここではエスピン＝アンデルセンのレジーム論を踏襲しながら、縦軸に「脱家族化」を、横軸に「脱商品化」を置いている。そして両者がもっとも高いものとして北欧などの「社会民主主義レジーム」を、そして両者のもっとも低いものとして「家族主義レジーム」を位置付ける³⁹⁾。日本は両者共に低いのである。

これまでの議論で言えることは「どういう経

		脱商品化	
		高	低
脱家族化	高	社会民主主義	自由主義
	低	保守主義	家族主義

図-3 福祉レジームの4類型（新川，p. 17）

済的社会構成体によって、その「新しい社会」が可能になるのか⁴⁰⁾とか、我が国の福祉国家論の大半（その実態はポスト福祉国家論）が、福祉は語っても、平和についてはほとんど口にしない、つまり憲法第25条については触れても第9条にはほとんど触れない国家像に留まっている⁴¹⁾などの指摘のように、福祉の細目は語っても、それらがいかなる国家の権力構造、政治構造の中で可能かという国家論的視点を避けているように見える。

5. スポーツ・フォー・オール（政策）の誕生

スポーツ・フォー・オールは西欧・北欧の3つのタイプの福祉国家で誕生した。したがって、次にそれぞれの福祉国家におけるスポーツ・フォー・オールの誕生と推進のプロセス検討しよう。

(1) EUのスポーツ政策—スポーツ・フォー・オールの誕生—

第1次世界大戦は西欧先進諸国にとって国力のすべてを掛けた総力戦となった。それ故、資本家階級の支配するそれぞれの国家にとっても労働者階級を中心とする国民からの協力、特に兵力や後方支援としての生産体制への労働組合や女性全般からの支持は大きな課題であった。それ故に、戦時下、戦後の疲弊した時期であったが女性の諸権利を含む国民の福祉・権利が相対的には大きく進展した。この一環に労働者スポーツ運動、女性スポーツ運動も誕生した。前者についてドイツでは労働組合の文化活動の一環としてのスポーツ運動が一時200万人の会員を擁するまでになった。また、1936年のオリンピックベルリン大会に対抗して開催予定であったバルセロナ（スペイン）での第3回労働者オリンピックは、ベルリンの「ブルジョアオリンピック」を凌駕するほどの参加者規模が予定さ

れていた。また、オリンピックが女性を差別し、排除してきたことへの対抗として女性オリンピックも開催された。これらのスポーツ運動はその後、ヒトラー率いるドイツナチズムによって抑圧されたが、彼らのスポーツ参加は歴史的事実として国民の中に蓄積され、戦後のスポーツ・フォー・オール政策に具現された⁴²⁾。

1950年代後半から始まった高度経済成長は西欧先進国にも多くの変化をもたらした。つまり、戦後の福祉国家は福祉理念を高く掲げてはいたが戦争での疲弊が影響し、その福祉内容も教育、医療、住居そして労働保障など極めて直接的な生活基盤に限られていた。しかし経済成長によって国民、地域住民の福祉内容が拡大した。つまり諸文化領域もその一環に含められ、条件整備を国家が推進した。地域の公民館、ホール、病院、学校、図書館などの建設は確かに福祉の一環であり、内需拡大という経済成長の一環に位置付けられた。もちろんスポーツ文化もその一環に含められ、各国は国民のスポーツ要求を実現するためのスポーツ施設建設に多大な予算と労力を費やした。

国や自治体がスポーツ普及を率先したのは単に生産体制的に可能になったからだけではない。スポーツそれ自体が本来的に公共的な性格であり、アマチュアリズムによって抑圧されていた公共性が発現したものである。つまり国家による「スポーツ・フォー・オール」政策がアマチュアリズムを否定し公共性をいっそう発現させた⁴³⁾。さらにこの高度経済成長による国民の労働と生活形態が、従来の人類史的に継続されてきた体力の「少量摂取・大量消費」という欠乏状態から「大量摂取・少量消費」という飽食状態へと変化したことである⁴⁴⁾。労働、生活の機械化に伴う省力化、ストレスの増大、一方で食糧事情の改善により、以上のような人類史的な体力のパラダイム転換が起きた。これに伴って、人々は飽食ゆえの困難に直面することに

なった。肥満や糖尿病やそれらによって引き起こされる血管系疾患（心臓病，脳障害など）の激増である。

そして医科学技術の進歩は，医療費の減少ではなくむしろ増加をもたらした。これまでであれば発見されず，あるいは治療不可能で死亡していた病気や患者が治療され，延命される機会が増えた。そのため，諸検査費・治療費・療育費・薬剤費も増大した。こうして，医療費対策は国家的な課題となった。さらに社会の急速な発展に伴う国民のストレス，犯罪の複雑化対策等々から，スポーツの多面的な価値が国家として認識され始めた。

以上のように高度経済成長は国民の労働・生活条件の根本的变化をもたらし，さらに国民の諸権利を拡大させた。その一環にスポーツもまた存在した。こうして「スポーツ・フォー・オール」という人類史上初めて，国家が国民の「スポーツ権」を社会権として保障する時代に到達した。その前提としての経済発展，つまり生産体制としての「フォード主義的安全保障国家」，そして富の分配体制としての「ケインズ主義的福祉国家」の成立によって可能となったスポーツ政策である。

この高度経済成長期は福祉国家政策の伸展を推進した国民の諸権利の伸展でもあった。ここには戦間期からの女性の諸権利の発展を始めとする，労働権，福祉権，文化権の発展があった。この一環に国民のスポーツ権の誕生がある。国民がスポーツを享受することを権利として認め，そのための条件整備を国家・自治体の公共機関が中心となって保障する義務が生じた。

つまり，「スポーツ・フォー・オール」政策とは，先のような国家的必要性と共に，国民のスポーツを享受する権利との結合の下に生じたものである。

(2) 欧州審議会 (Council of Europe)

「スポーツ・フォー・オール」とは，国家・自治体が国民，住民のスポーツ参加を促進させるために，スポーツの条件整備（施設建設，教室の開催，指導者養成そして地域クラブの育成等）を率先して行い，国民のスポーツ権（スポーツを享受する権利）を保障する政策である。これは1966年に欧州審議会 (Council of Europe) で提案があり，加盟国がその政策を推進するよう求めた。この背景には高度経済成長が始まっていたこと，そして加盟各国でスポーツの価値が政策的にも認知され，先行的にいくつかの国で試みられ，それらを集約し，また未実施国での推進を要望して提起されたものである。その後の経験を集約して1975年には欧州審議会として「ヨーロッパ・スポーツ・フォー・オール憲章 (European Sport for All Charter)」が成文化され，76年の閣僚評議会で正式に採択された。その内容はその後の世界のスポーツ界にとってきわめて重要な意義を持った。憲章は以下の8条から成る。

第1条 すべての個人はスポーツに参加する権利を持つ。

第2条 スポーツは人間性の発展の上で重要な要因と考えられ，適切な支持が公的資金からなされるべきである。

第3条 スポーツは，社会文化的発展の点から見れば，教育，健康，社会事業，都市・農村計画，自然保護，芸術・レジャー活動のような分野の政策作成と決定過程に，地域，地方，国家のレベルで関連を持っている。

第4条 各国政府は，公共機関とボランティア組織の永続的かつ友好な共同関係を育成し，スポーツ・フォー・オールの発展や共同のための国家的な組織を設けることを奨励する。

- 第5条 スポーツそれ自体やスポーツマンが政治的、商業主義的あるいは財政獲得上の追求から、あるいは薬物の不正使用や誤用から保護される方策が必要である。
- 第6条 スポーツ参加状況は施設の量、質それに利用しやすさに関わっており、すべての施設建設計画は公共的事業として受け入れられるべきであり、地域、地方、国のレベルでの必要性が考慮されるべきであり、既存と新施設の両方が十分に活用されるように方法がとられるべきである。
- 第7条 レクリエーションを目的とする田園や水域への接近を保障するために、法令も含めた適切な方策がなされるべきである。
- 第8条 スポーツ発展のいかなる計画においても、行政的かつ技術的な管理やリーダーシップやコーチングのすべてのレベルにおいても、有資格者の必要性が認識されるべきである。

この第1条では、「スポーツを享受することはすべての人の基本的権利である」と謳った。そしてこの「スポーツ権」を保障するために第2, 3, 4, 6条のように国をはじめとする公共の責務を強調した。ここでは福祉という用語は使用されていないが、この憲章全体はスポーツを国民の基本的権利として、その権利を公的に保障する社会権として認識し、その保障のために公共の責任・義務を最大限に強調している。これが西欧福祉国家がリードする福祉としてのスポーツ・フォー・オールの1つの到達点である。

この理念と政策はすぐに UNESCO に継承され、1978年の「体育スポーツ国際憲章 (International Charter for Physical Education and

Sport)」として採択され、ヨーロッパの範囲から世界へと広げられた。(とはいえ、UNESCO では発展途上国が多く加盟しているから、それらの国々でのスポーツ権、スポーツ・フォー・オールの実現は到底無理であるが、スポーツ普及の理念として採択された。)

1989年の東欧社会主義圏の崩壊と資本主義化、そして欧州審議会への多数参加(参加希望国も含めて)の中で、1992年には75年の欧州審議会「ヨーロッパ・スポーツ・フォー・オール憲章」は改訂されて「ヨーロッパスポーツ憲章」と「スポーツ倫理法典：フェアプレイ-勝利への道-」として改訂された。これは「スポーツへのすべての人々の参加」を促すために設けられたものだが、75年の憲章との違いが2点ある。第1は「権利」の規定がなくなり、単に「すべての人が参加する」となっている。これは権利規定の明らかな後退である。そしてそれは第2の点と連動している。つまりスポーツの条件整備の責任主体を未だ自治体などの公共機関を中心に位置付けてはいるが、私的機関や商業部門も同程度に置き、公的責任の後退=福祉の後退を示している。これは新たに参入した東欧諸国の福祉の貧しさ、それ故に公的責任を遂行できないことを考慮したものであり、また西欧諸国での新自由主義的な商業化、市場化への移行が反映されたものである。

(3) 欧州連合 (The European Union: EU)

欧州審議会が文化連合であるとすれば、欧州連合は政治・経済連合である。直接的な契機は1957年の「欧州共同体を設立する条約 (EU 条約またはローマ条約)」を発端とする。当初は6カ国であったが、2012年現在東欧や地中海の南欧も含めて27カ国になっている。

1957年の EU 条約の採択時、そしてその後の追加によって「文化」や「公衆衛生」等の項目は含まれたが、スポーツは含まれなかった。

1985年のアドニノ・レポート『人民のヨーロッパ』になって、やっと「地域の多くの人々の生活必需品」として認められた。また、「ヨーロッパ人」になる上で、スポーツの持つ統合力が認められた。

しかし EU として本格的にスポーツ政策を推進し始めたのは92年の『EC とスポーツ』以降である。この中でスポーツはヨーロッパ統合にとって人的、社会的統合のコミュニケーションであり、さらに市場統合の手段としても位置付けられた。これ以降、EU でのスポーツ政策活動が活発化した。EU のスポーツ政策担当部門は欧州委員会 (Commission) の Directorate-General I ~ XX III (1~23) の DG-X である。93年に『欧州共同体のスポーツへのインパクト』を発表し、欧州でのスポーツ問題の多く、例えばフーリガン対策、ドーピング対策、環境政策、補助金、外国人選手の制限他を検討した。一方、EU 地域における大規模イベントへの特別援助も始めた。例えば、1991年のユニバーシアード (シェフィールド市・イギリス) や92年のオリンピック (バルセロナ・スペイン) 等への補助も行った。

2007年には『スポーツ白書 (White Paper on Sport)』 (European Commission, July 2007) と、それを作成した委員会のメンバーによる行動方針『アクションプラン “ピエール・ド・クーベルタン” (Action Plan “Pierre de Coubertin”, July 2007)』がある。これはスポーツと社会の関連について総合的に検討され、統合ヨーロッパ社会にとって、スポーツが社会的に、経済的にいかに重要であるかを描いている。激増する肥満や糖尿病などの健康対策、ドーピング対策、教育や職業訓練、ボランティアや活動的な市民の育成、社会参加や機会均等、人種差別・暴力対策、他の世界との価値観の共有、そして持続可能な社会の発展にとってスポーツの果たす役割が検討され、それらの項目に応じた行動が提起され

ている。

以上のように、西欧・北欧でのスポーツは1980年代までは福祉国家の一環としてのスポーツ・フォー・オールを推進した。しかし東欧の崩壊、西欧の新自由主義化の煽りを受けて、従来のような手厚い福祉国家的スポーツ政策はやや後退した。一方 EU 圏の開発からヨーロッパ規模あるいは世界規模の大会などの大きなスポーツイベントへの支援も行っている。ますます重要になる EU 統合の上で、スポーツの持つ社会統合的機能の重要さはますます強まり、それとともにスポーツへ注目度は増している。

6. 福祉国家とスポーツ・フォー・オール

以上、西欧・北欧のスポーツ・フォー・オール政策の誕生を見たが、ここで個々の福祉国家の具体的なスポーツ・フォー・オール政策を見てみよう。その場合、先のエスピン＝アンデルセンの福祉国家類型で挙げた北欧の社会民主主義型としてスウェーデン、保守主義型としてドイツ、そして自由主義型のイギリスを事例にスポーツ・フォー・オール政策の歴史と現状について概観する。

それぞれの国はその歴史的、政治的、経済的そして社会的な差違から国家としてのスポーツ機構やクラブ形態も異なる。したがって、スポーツ政策とその運営形態も大きく異なっている。しかしここでの焦点はそうしたスポーツ政策遂行上の組織、運営の差違を明らかにすることではなく、福祉国家として国民の福祉を重視する姿勢、その中でスポーツ政策それ自体をどのように重視、包摂しているかを明らかにすることである。従って、この点では多くの共通性を有している。

(1) 社会民主主義型：スウェーデン

① スウェーデン福祉国家の概略

北欧の貧しい農業国であったスウェーデンは

20世紀初頭から互助精神の強さ、福祉論や平等論へのマルクス主義等の影響⁴⁵⁾によって、他の資本主義国ほどの貧富の格差を許してこなかった。しかしこの国が世界最高の福祉国家に発展したのは、直接的には戦後の高度経済成長以降である。

1932年以降、1976年、1979年そして1991年の保守政権への交代を除いて政権を取り続けてきた社民党（社会民主主義）と、それに連携してきたスウェーデン労働組合総連合（LO）が大きな役割を果たした。この場合、マルクス主義を克服した福祉国家として記述される傾向が一部にあるが、それは正しくなく、1917年に成立したソ連とその福祉政策は聴濤弘の指摘するように、社会民主主義政党の綱領からも明らかに、マルクス主義の影響による福祉重視策を志向した。そして戦後のスウェーデン型福祉国家の理念型の特徴は次のような諸点に認められる。

第1に、資本主義の特徴である生産手段の私有制と自由市場システムを基本としながら、社会主義経済の計画性と公共関与をより広範に行う混合経済システムを採っている。そして所得の再分配のための公共関与の比重が高い。

第2に、社会保障を始めとする福祉政策（社会政策－住宅政策、環境政策、教育政策などを含む）が広範かつ普遍的に行われている。

第3に、完全雇用の維持が政策の目的として重視されている。

第4に、労働組合が強く組織され、企業レベルでも国と自治体でも労働者の経営と政策への参加が広範に行われている。

第5に、国際的には非同盟中立で平和主義をとるが、国際問題に対して積極的に貢献している⁴⁶⁾。

こうした理念の下に、終戦直後から1960年代初頭までに主要には以下のような福祉政策を遂行した。国民年金法の大規模改訂（1946）、傷害保険法の制定（1947）、強制加入健康保険法の実施（1955）、公的扶助の制定（1956）、付加年金法の制定（1958）、住宅保障、ニュータウン計画（1960年代から70年代）、国家教育法・教育改革（1962）。

1960年代に入ってから、急速な都市化、大衆化現象の下で青少年非行の激増やアルコール中毒者問題、高齢者や障害者などの孤立等々、先進諸国に共通する社会問題がスウェーデンをも襲った。そして、それらへ対応する社会政策のあり方として、ノーマライゼーションに始まり、経済的保障から人間の福祉への模索、福祉の量から質への転換、マクロ的な政策とミクロ的な個々のサービスとの関連など、きめ細やかな福祉がいつそう重視された。

1970～80年代の経済不況時にも福祉見直しを遂行することなく、見事に乗り切って今日に至っている。特に1973年秋の第1次石油危機は、非産油国の経済、世界経済に大きな打撃となり、先進国の多くは減量経営と生産性上昇を計った。しかしスウェーデンはこの事態を一過性と判断し、逆に積極的な財政金融政策によって政府支出拡大や在庫投資への助成などを通じて総需要を維持した。これによって実質の経済成長率も、1973年の3.8%に対して74年には4.1%と上回った。また工業生産指数（1968年＝100）は、1973年の127に対して74～76年に133、131、130と高水準を保ち、さらに失業率は73年の2.5%が74～76年に2.0%、1.6%、1.6%とむしろ低下を続けた⁴⁷⁾。

図-4（国民総生産と社会保障費）に見るように、実質GDPは1950～60年代にはほぼ安定した経済成長が続き、60年代中頃から成長率がやや低下し、70年代中頃からゼロ成長ないしマイナス成長が続いた。その中で名目GDPに比し

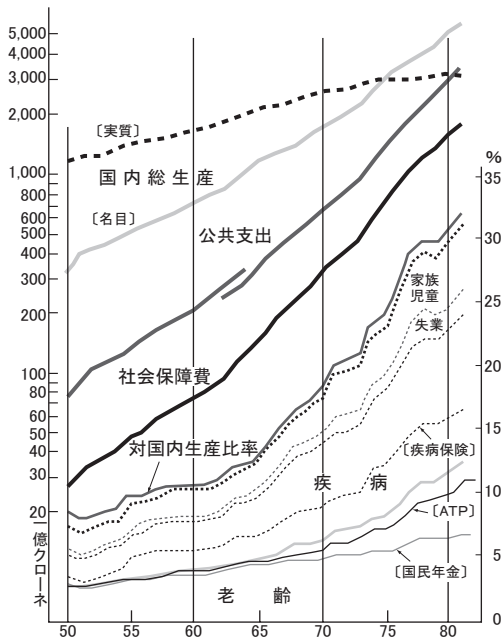


図-4 国内総生産と社会保障費 (戸原, p. 322)

て公共支出、特に社会保障費は急速なテンポで伸び、社会保障費の対 GDP 比率は上昇した。1950年代初頭の8%前後が60年代中頃の12%台にまで徐々に上昇し、70年代初頭には20%を、末期には30%を超えた。その内部構成を目的別に見ると、老齢、疾病、家族・児童福祉の経費もかなりのシェアを占める⁴⁸⁾。

因みに1983年における北欧各国の GNP (国民総生産) に占める社会保障費はデンマーク27.1%、フィンランド19.8%、ノルウェー21.4%そしてスウェーデン32.6%であり、北欧諸国の中でもスウェーデンは突出している⁴⁹⁾。

1976~82年の6年間にわたる保守・中道政権下、巨額の財政赤字が続く中でも、福祉の大幅な見直しは、若干の変更はあったが、いずれも小さいものであった。充実した社会保障が国民生活に深く根付いたこの国では、保守勢力といえども、もはやそれを抑制することは不可能となっている。しかもこの社会保障が単に生活の維持・安全だけでなく、同時にすでにこの国の思想としても定着している平等化を促すべき手

段として位置付けられた⁵⁰⁾。

国民の労働時間に目をやると、第1次世界大戦直後に導入された週48時間制が1957年に45時間へ、66年に42時間半へ、そして70年に40時間へ短縮された。さらに、1938年に導入された2週間の有給休暇は51年に3週間へ、63年に4週間へ、そして77年に5週間に延長された⁵¹⁾。(同じ北欧のフィンランドでは、その有給休暇を消化しないと雇用主が罰せられると聞いた。) こうした自由時間の増大は、所得と消費の安定的増大、生活の物的豊かさの上に成り立っており、経済と時間の平行した余裕を獲得し続けている。当然そのことが人々のスポーツを含めた自由時間活動のための基礎的な条件となった⁵²⁾。つまり、福祉国家として国民の可処分所得、可処分時間を十分に保障した上で、スポーツ施設建設やクラブ設立などの公共的な条件整備を保障した。

ここで、スポーツと同様に広義の福祉の一環であるスウェーデンの文化・芸術政策を垣間見てみよう。それら文化・芸術政策への対応は、同じ福祉領域の一環としてのスポーツ政策のあり方も容易に推測できるからである。

スウェーデンの福祉は安全、健康、社会保障、雇用保障など、人間の安全と生活のための基礎的ニーズの充足に先ず力を入れた。次いで住宅・住環境・労働環境を改善した。そして近年では文化・芸術政策が積極的に採り入れられてきている。最低生活費、医療、教育、住宅にナショナル・ミニマムを設定して、所得、医療サービス、教育、住宅の平等化を図ったように、文化・芸術に関してもアクセス (利用機会) のナショナル・ミニマムを確保し、機会均等化を目指している⁵³⁾。

例えば、1988年段階の「国家予算の中の文化・芸術予算額」を日本、フランス、イタリー、西ドイツそしてスウェーデンを比較したものが表-1である。先ず人口比を見ておきたい。日本

表-1 国家予算の中の文化・芸術予算額

国名	予算額	人口(万人)
日本	378億2,318万円(1988年) 426億500万円(1990年) ・芸術文化の祭典 103億6,200万円 ・文化財保護の充実 308億3,200万円 ・その他 14億6,600万円	12,362 (1990年)
フランス	1,978億64万円	5,600
イタリア*	884億円	5,600
西ドイツ**	182億2,500万円	6,117
スウェーデン	643億5,000万円(1990年) (29億7,100万クローナ) ・芸術活動助成 47% ・新聞などマスメディア助成 22% ・図書館・図書・ビデオ・CDなど 7% ・歴史的建造物の保全など 25% ・全般的文化・芸術活動 9%	853

注) * 歴史的建造物保全のための予算を除く。

** 西ドイツは州制であり、文化芸術への公的助成は主に州と自治体によって行われている。

出典) 文化庁「我が国の文化と文化行政」ぎょうせい1988年版。ただしスウェーデンは、The Ministry of Finance. *The Swedish Budget* による。1990年度の日本の数字は『財政金融統計月報』による。

(長尾直美, p. 234)

は約1億2千万人でフランス、イタリア、西ドイツはその半分であり、スウェーデンは853万人で、日本の15分の1である。しかし、予算を見ると、日本が約426億円しかないのに、フランスは約2,000億円、イタリア約900億円である。そしてスウェーデンは約644億円であり、絶対額としても日本より多い。そしてそれを対人口比で見れば、スウェーデンは日本の20倍の文化・芸術予算額を国家から補助されている。特に労働

者教育は労働組合の重要な活動の一環であり、種々の学習活動を行い、広範に人々が参加する。そして費用のかなりの部分が公的補助で支えられている。

このような福祉の充実と平等化は43万人の定住する移民及び27万人の市民権を獲得した外国人(1978年度、併せて全人口の約10%)にも、学習に関して何らかの差別も設けていない⁵⁴⁾。

児童手当は、家族福祉の一環であり、教育費の家計負担は皆無で、学習には費用が掛からなくなったが、「だれでも、いつでも、どこでも、只で学べる」社会の確立には、幾多の紆余曲折と闘いの歴史のあったことも理解されなくてはならない⁵⁵⁾。

② スポーツ政策の組織と政策概略

平等思想に基づく福祉政策は、当然スポーツ政策にも及んでいる。日本でのスウェーデン福祉国家に関する研究は、福祉国家の典型国としての位置付けられて、最も多い。しかし対照的に、スウェーデンのスポーツ政策研究は極めて少ない。そして、スウェーデン福祉国家の一環としてのスポーツ政策研究は、それ以上に乏しい。したがって、ここでは上記の福祉国家の大まかな動向に、スポーツ行政の概略を重ね合わせて論じざるを得ない。

スウェーデンの政治の基本は、国、企業、労働組合間での協議と合意が基本、つまりコーポラティズムであり、それぞれは他者の自主性を尊重する。税収も国ばかりでなく、市町村が徴収できる部分もあるから、相対的には自主性が維持されやすい。それゆえ、自治体の諸政策の自主性・自立性も高い。

そうした基本姿勢はスポーツ政策の策定においても貫徹されている。国(文化省)は国民へのスポーツ補助をスウェーデン・スポーツ連合(RF)を通して行い、その連合が全国的なスポーツ政策の基本を作成して実行している。そして同連合傘下の各地域競技団体と自治体とが

協議しながら、地方自治体レベルでのスポーツ政策が決定される。もちろん、その場合、自治体からスポーツ競技団体への補助も提供される。また、各連盟内でのクラブとの関係なども、すべて信頼関係を前提としている。

スウェーデン・スポーツ連合(RF)は20世紀初頭からスウェーデンのスポーツ統合組織として活動し、2000年代にも68の種目連盟を組織している⁵⁶⁾。つまり、RFには68種目連盟が加盟し、その68の全国連盟にはそれぞれ県連盟とその下には地域連盟がある。それぞれ県、地域では自治体と連盟による政策策定の協議会があり、そこで政策が策定される。こうして住民の政策策定への参加が保障されている。

1969年にはスウェーデン経済省、スウェーデン・スポーツ連盟および国会が共同して「スウェーデン・スポーツ調査」を行い、報告書『みんなのスポーツ』を出した。ここにはスウェーデン版のスポーツ・フォー・オール政策が示された。しかし、既述のようにスウェーデンでは国レベルでのスポーツ政策は他の福祉国家—例えば後述するドイツやイギリス—のように、主導的でもない⁵⁷⁾。それ故に、スウェーデン内でも国家レベルのスポーツ政策研究は僅少である。(この点は、スポーツ政策研究の中心的存在であるイギリスの知人を通して打診をしたが、同様な回答であった。スウェーデンの研究者からの直接的な調査は今後の課題である。)したがって、その後の成果の過程は自治体レベルでの概略として以下の様である。特にストックホルム近郊のヴェステロース市の実態から検討しよう。

ヴェステロース市の事例

ヴェステロース市はストックホルムと湖を挟んだ対岸に位置し、人口12万人弱である。これは1988年の数字だが、それ以前から大きな変動はない。

まず、テニス施設は1970年段階で市内に8カ

所であった。しかし1982年には54カ所に、そして1985年にはさらに68カ所に増加した。1970年から15年間に約8倍近い増加をした。テニスコート数から見ると1985年にインドアコート20面、アンツーカーコート約50面、アスファルトコート約100面、合計約170面である。特にアスファルトコートは市民の居住圏内に数多く点在し、「いつでも」「簡単に」使用することができる。そして長い冬にはアイススケート、アイスホッケー、バンディ^(*)の施設に転換され、冬季の市民の重要なスポーツ活動の拠点となっている。テニス人口は5,000人であり、市民の4%強が参加している⁵⁸⁾。

ヴェステロース市のスポーツ・公園局および諸スポーツ団体で、著しく増加したのはサッカー場である。1982年の26カ所に対して、1989年には78カ所となった。

ところで、ヴェステロース市のスポーツクラブは、RF加盟の競技スポーツクラブが151、健康づくりやレクリエーションを対象としたコルペン加盟のクラブが312、1988年12月末現在で合計463クラブが存在する⁵⁹⁾。もっともスウェーデン・スポーツ連盟(略称RF)に加盟する種目中、サッカーのメンバー数が最大である。これは世界中の諸地域に共通することである⁶⁰⁾。

ヨット、モーターボートに関する港や付帯施設は相当な数であり、1982年には、ヨットが約2,800艇、モーターボート約1,200隻が市民によって所持されている⁶¹⁾。

ヴェステロース市総予算に占めるスポーツ・レクリエーション関係の経費については、スポーツ施設、健康促進用施設、余暇公園、余暇用港、クラブ活動振興など、市総予算の10%を占めている⁶²⁾。

ヴェステロース市には46のスポーツ協会、195のスポーツクラブ、約75,000名のスポーツクラブ員を持っている。人口12万弱のヴェステ

ロース市民は100世帯で1カ所以上のスポーツ・レクリエーション施設を有していることになる⁶³⁾。

(*) Bandy, サッカー場と同じくらいの広さのアイススケートリンクで行うフィールドホッケー様の球技。もちろんアイスホッケー靴を履いて行う。

近年の動向

以上のように、福祉国家成立の過程でスポーツはそれ自体が福祉の1つとして、さらに福祉国家の最重点政策である国民の健康促進や社会的平等の保障、青少年の健全育成政策の推進手段としても重視されてきた。

2010年段階で見ても女性のスポーツ参加の前提とも言うべき女性の社会参加も高く、母親の80%が働いている。女性の管理職割合40%を目指すことをガイドラインとしている。そして国营企業では51%、地方自治体では52%となっているが、民間企業では未だ20%である(日本では30人以上の民間企業で5%)⁶⁴⁾。

国の下に20県(1980年代は24県)があり、その下に290市町村がある。スウェーデンの地方自治体は国からの独立性、自治性が高く、独自の税収制度があり、比較的豊かである。国の補助は直接的に市町村レベルへが大半であり、県レベルへは僅少である。

市町村のスポーツ部門は「文化とスポーツ部」「レジャー部」等多様である。各部署には人口3,000人あたり5~10人程度スタッフがおり、住民の諸要求にしっかりと対応すべく自治体がスポーツ政策に力を入れていることがわかる。

地域スポーツの振興は自治体に委ねられており、スポーツ政策は自治体と地域スポーツ連盟との協議で策定される。自治体間で格差が見られるが、その政策の内容はおおむね施設整備、指導者養成、活動促進などである。全国のスポーツ施設のおよそ7割は自治体が所有している。これは明らかに福祉国家政策の一環として

のスポーツ・フォー・オール政策に基づくものである⁶⁵⁾。

スウェーデン・スポーツ連合は法律によって文化省から権限委譲された独立行政法人であり、政府からの補助を受けてはいるが、自立した組織であり、スウェーデンのスポーツ全体を統括している。そしてスウェーデン・スポーツ連合が政府中央統計局の協力の下に、国民(7~70歳)を対象に毎年実施している調査によると、1回20分以上の運動・スポーツを週1回以上実施している人は、2010年段階で77%と全体の3/4を占めている。週3回以上も46%となっており、スウェーデン人の運動・スポーツ実施率が世界的に見ても高いレベルであることがわかる。300万人以上のスウェーデン人が競技者、愛好者、指導者、トレーナー、支援者など、様々な形でスポーツクラブに所属している。2008年の16~84歳の全人口に占めるスポーツクラブ加入率は31.1%で、労働組合(80.3%)、年金組合(41.5%)に次いで3番目に高い⁶⁶⁾。

(2) 保守主義型：ドイツ(西)⁶⁷⁾

ドイツは日本と同じように、ファシズム国として第2次世界大戦を敗戦で迎えた。戦後ドイツは世界経済の覇者となったアメリカの対共産圏の拠点、防波堤政策として日本と共に大きな支援を受けた。そして日本と同様に高度経済成長を遂げ、勝利国である連合軍諸国よりも大きな経済発展を遂げた。しかし、国民の福祉についてドイツは日本と大きく異なり、この点では他の西欧諸国のようにフォード主義的蓄積体制での産業発展と同時にケインズ主義的福祉国家を採用した。福祉国家としては保守主義型とされるが、スポーツはその福祉の一環に組み込まれ、後述するように、西ヨーロッパのスポーツ・フォー・オール政策を先導した。2000年代に入って、日本の文部科学省が推進する「総合型地域スポーツクラブ」のモデルとされるドイ

ツの総合型スポーツクラブ^(*)の大半は、この福祉国家のスポーツ・フォー・オールにおける国や自治体の多大な支援によって拡大し、成長したものである。日本ではこの点がほとんど削除されているから、改めて強調しておきたい。

ドイツは第1次と第2次世界大戦の戦間期において世界の労働者スポーツ運動の中心地としてリードした経験がある⁽⁸⁾。それはナチス政権によって抑圧されたが、国民のスポーツ参加への意欲は強かった。そうした歴史的遺産を基盤として、1950年代後半からの高度経済成長は国民の福祉を大きく向上させ、その一環としてスポーツ参加への大きな胎動を形成した。

^(*) 総合型スポーツクラブとは、日本の一般的な単一種目クラブではなく、多種目を包摂したものであり、ドイツに特徴的であり、後述するようにスポーツ・フォー・オール政策の中で大きく発展した。

① 「第2の道」と「ゴールデン・プラン」

1959年にドイツスポーツ連盟は選手スポーツ(第1の道)ではなく、より多くの国民のスポーツ参加を目指して「第2の道」を提起した。これまでスポーツ参加に恵まれなかった子ども、婦人、高齢者、障害者などいわゆる社会的弱者も含めた一般市民のスポーツ参加の理念と方策である。その方針を具体化するべく、1960年にはドイツオリンピック協会が「保健・遊戯・レクリエーションのための施設建設」(=「ゴールデン・プラン」)を提起した。もちろんこうした施策は一民間のオリンピック協会だけで実現出来ることではなく、連邦政府、州政府、自治体の公共機関の主導的な援助を必要とした。

こうした施策が採用出来た背景には、既述のように高度経済成長期に入り、生産と分配の条件が形成され始めていたこと、新たな心身の健康、体力問題、非行などに直面し始めていたこと、その上に戦前からのドイツの体操やスポーツ運動の歴史的、社会的な蓄積、つまりツルネ

ン運動の伝統、労働者スポーツ運動、ナチス時代の反省そして国際的スポーツ競技力を急速に強めていた東ドイツとの対抗関係などである。

政府と自主的スポーツ組織との「パートナーシップの原理」が強調された。国、地方自治体からの援助は手厚く保障されたが、「金も出すが口も出す」のではなく、「援助すれども統制せず Support but no control」の思想を堅持し、スポーツ組織は公共の福祉のためにスポーツ運動を推進した。もちろん、スポーツ組織が公的財源から援助を求める上で、スポーツ運動が「公的」にいかなる意義を持っているかを立法・行政府に理解させなければならなかった。つまりスポーツの権利を主張する上で、スポーツの社会的意義と公共性の証明が求められたのである。こうして、福祉国家の第2段階が始まった。

「ゴールデン・プラン」は、子どもの遊戯場、グラウンド(運動場)、スポーツホール(体育館)、プールなどの各施設を、地域の人口規模にしたがい一人あたりの基準値(面積)と標準規模を示した。そして需要調査によって各市町村(あるいは州)に、どの施設がどれだけ不足しているかを算定し、目標数までの施設建設を、15カ年掛けて実現するものである。1955年以来、建築、都市計画および行政関係そしてもちろんスポーツからの専門家が加わって、施設の形式、数量、規模、建設地の基準となる標準値を人口5,000人を単位として作成した。そして1959年にはドイツオリンピック協会と諸都市議会の共同調査を行い、全国の施設不足数を次のように明らかにした。(もちろん各施設の必要面積も算定されている。)

- ・子どもの遊戯場-31,000
- ・一般および学校の運動場-14,700
- ・ギムナスティック・ツルネン体育館-5,500
- ・ツルネン・スポーツ体育館-10,400(主に学校体育のため)
- ・講習用屋内プール(小型)-2,625

- ・屋外プール-2,420
- ・屋内プール（大型）-435

これらの施設建設の資金は連邦政府が10分の2、州政府が10分の5、自治体が10分の3をそれぞれに負担するものであり、完全な公共援助である。これは明らかに、この時期のドイツの高度経済成長政策の一環に組み込まれ、それは国民、地域住民の福祉政策であると同時に都市建設の一環であり、内需拡大を重視した経済政策の一環でもあった。こうして高度経済成長は都市の福祉を十分に勘案しながら進められた。（日本の場合、国民、地域住民の福祉を軽視しつつ、都市には住民の福祉を考えずに詰め込み、大企業の海外輸出の生産基盤を重視した外需重視政策で突進したのとは対象的である。ここにドイツと日本の高度経済成長の内容の根本的相違がある。）

なお、「ゴールドデン・プラン」による1972年までの施設建設状況は表-2に示すように、体育館（ツルネン・ギムナスティック・スポーツホール）は1975年の目標値が35,492であり、1960年の現在数が9,440、1972年までの不足数（建設必要数）が12,500である。そして1960～

1972年の新設数が10,540で倍以上増え、面積では3倍以上となったが達成率は84.3%である。室内プールの新設数は1,850で1960年の539から3倍以上となった。そして運動広場（グラウンド）の新設数は9,506で58.5%の増加である。

第1次プランの終了時（1976）の計画達成率は、運動広場87%、体育館178%、屋内プール172%、子どもの遊戯場194%である。これが高度経済成長の福祉としてのスポーツの普及、経済の内需拡大の大きな部分を占めたことが分かる。「ゴールドデン・プラン」（1960-1975年）の15年間の施設投資は約173億8400万マルク（約1兆2,342億円：1マルク≒70円）であり、多目的施設9,000カ所、国営競技場19カ所を建設し、その他連邦段階のスポーツ組織の運営費、活動費への援助も行った。

「ゴールドデン・プラン」は途中からは上記の諸施設の他に新たに「その他の施設」として、ボート、ヨット、乗馬、自転車、スキー、スケート、アーチェリー、ローラースケートなどの特別施設を加えており、その必要度は一般施設の5～10%としている。国民の新たな要求に積極的に対応したものである。

表-2 西ドイツゴールドデンプランの進捗状況

施設名	① 1975年施設 設置目標数	② 1960年現在 施設数	③=①-② 1960年におけ る施設不足数	④ 1960年～72年 までの新設数	⑤=③-④ 1972年におけ る施設不足数	④÷③×100 1972年までの 達成率
運動広場	35,492	19,238	16,254	9,506	6,748	58.5%
体育館	21,940	9,440	12,500	10,540	1,960	84.3
室内プール	2,616	539	2,077	1,850	227	89.1
屋外プール	3,701	1,705	1,996	983	1,013	49.2
合計	63,749	30,922	32,827	22,879	9,948	69.7

注1 本資料は、「ドイツ・ゴールドデン・プランの新しい基準と実施状況」（昭和50年5月、経済企画庁国民生活局国民生活政策課）に記載資料から推計したものである。

注2 本資料の元本は、第3回スポーツ施設及びプール建設国際会議（ケルン、1973年9月11日）にてドイツ・オリンピック協会専務理事ゲルト・アーベルベック氏の講演と、「ゴールドデンプランのための総理大臣諮問専門委員会の「州の実績を特に中心として、ゴールドデン・プランの実施状況報告」（1961年～1972年、1974年9月）による。

注3 屋外プールの①1975年施設設置目標数の数値は、②+④+⑤によって導きだしたものである。（内海和雄『日本のスポーツ・フォー・オール—未熟な福祉国家のスポーツ政策—』不昧堂出版、2006、p. 43）

一方、国民のスポーツ参加数、クラブ結成数の動向を見ると、1954年のクラブ数は23,073であった。そして「第2の道」「ゴールデン・プラン」が開始されてから10年後の1969年には38,284と、15年間に1.6倍に増加し、毎年1,000以上が増加した。そのスポーツクラブの90%以上が公共施設を全面的に、あるいはそのプログラムを一部で利用している。こうした公共的な支援を基盤に施策が進められた。つまり、国民のスポーツ参加を促進するためには前提として増加を受け入れるに十分な施設、クラブ、指導者、プログラムなど多様なハード、ソフトが必要であるが、西ドイツはそれを福祉政策の一環として行った。

「第2の道」は、新たな会員拡大のために既存のクラブにも会員の受容を求め、クラブ側は従来のメンバー以外の幼児、婦人、壮年、老人などこれまでスポーツからは遠かった人々、そして多くの一般市民の参加を受け入れた。これが総合型クラブ化を促進した。こうして総合型クラブはスポーツ・フォー・オールの一環として、まさに福祉向上の一環として発展した。それを可能にしたのは多くの施設が公共によって提供され、クラブ運営への多大な支援があったからである。

「第2の道」が開始された5年後から、クラブ数の増加率を超える会員が殺到し、1クラブ辺りの会員数が増加してきた。それは国民の労働生活条件が徐々に改善され始めたからである。そして「ゴールデン・プラン」による施設建設と「第2の道」によるクラブの拡張、プログラムの拡大など、国民、住民が参加しやすい状況が大きく拡大し始めたからである。

1972年オリンピック・ミュンヘン大会以後、ドイツスポーツ連盟はマスタープラン「80年代のスポーツ・プラン」を宣言し、1980年までに全国民の50%、3,000万人をスポーツに参加させることを目標とした。こうして、「第2の道」と

表-3 DSB 会員、クラブ数

年	クラブ数 (指数)	会員数 (指数)
1950	19,874 (100)	3,204,005 (100)
1960	29,486 (148)	5,267,627 (164)
1970	39,201 (197)	10,121,546 (316)
1980	53,451 (269)	16,924,027 (528)
1990	67,984 (342)	23,777,378 (742)
2000	87,717 (441)	26,812,757 (837)
2003	89,307 (449)	26,909,924 (840)
2006	90,467 (455)	27,315,184 (853)
2009	90,897 (457)	27,553,516 (860)

(クリストフ・プロイアー (黒須充監訳)『ドイツに学ぶスポーツクラブの発展と社会公益性』創文企画、2010、p. 14 に追加)

「ゴールデン・プラン」というソフトとハードの施策がマッチして、労働と生活条件の改善が伴ってスポーツ人口が急激に増えた。1960年のスポーツクラブ加入者は全国民の9.5%だったが、1975年には21%に達した。

表-3はドイツスポーツ連盟への参加クラブ数と会員数であるが、1950年のクラブ数は19,874で会員数は3,204,005人である。それぞれを指標として100とすると、1980年にはクラブ数は53,451で269、会員数は16,924,027で528、そして2009年にはクラブ数は90,897で457、会員数27,553,516人で860と、一貫して右肩上がりて発展してきた⁶⁹⁾。

スポーツへの参加者の増加は、自然に増加したわけではない。もちろんスポーツ団体、スポーツを司る行政などの積極的な働きかけもあったが、労働組合とのタイアップは、多くの労働者の健康や体力、スポーツについての関心を高めた。かつて戦間期の労働者スポーツ運動では200万の労働者を組織し、世界の労働者スポーツ運動を牽引したドイツであるから、労働組合もまたスポーツには強い関心を寄せていた。それは州レベル、市町村の各自治体レベルで遂行された。

こうした政策は、1966年には「スポーツ憲章」として確立され、ナチス政権のスポーツの政治的利用の反省から、戦後はスポーツ憲章(1966)によって「自由なる市民のイニシアティブ」や「スポーツは党派的に中立」であるとの理念の下に進められた。そして既述のような「パートナーシップ」によって、政府は「援助すれども介入せず」を堅持し、スポーツ界の自主性を保障した。またこの年、欧州審議会(Council of Europe)では、「スポーツ・フォー・オール」政策を採択し、加盟各国での推進を奨励した。ドイツの政策はこの点で欧州審議会をリードした。

② 「トリム運動」

「ゴールデン・プラン」による施設建設と「第2の道」によるハードとソフトの諸施策が進行する中、ドイツスポーツ連盟は1970年に「第2の道」の延長として「トリム運動」を提唱した。トリム(Trimm-英語ではTrim)はノルウェーで誕生した。船の出航時の‘バランスをとる’の意味から、健康を得るための体の準備-からだづくりを意味する広範な言葉として登場したものである。

従来のスポーツ参加策がクラブへの参加を強調してきたとすれば、今回はその基盤の上に、一人でも手軽に参加できるより細やかなプログラムを多く設けて推進した。テレビや新聞などで積極的に宣伝し、パンフレットの無料配布、トリム賞の制定、ジョギングコースの設置や走法指導、トリム大会の開催、公園や森にトリムコースの設置等々、徹底した宣伝、普及、育成策を推進した。ドイツスポーツ連盟はそのために多様なプログラムを提供し、指導者を養成し、派遣した。そのために連邦政府は「トリム運動」を推進するドイツスポーツ連盟本部にも相当の援助を行った。

これらのスポーツ(福祉)政策の背後には、それを可能にさせる労働時間の減少、所得の拡

大など、国民の可処分時間、可処分所得の保障の上で大いに政治的事項が介在している。そして1980年までにドイツでは国民スポーツの要求に対応するに十分なスポーツ施設が建設された。それがスポーツ人口の爆発的な拡大を受容した。それゆえに1980年代は多くのスポーツ指導者を必要とし、指導者養成の時代に入った。(1980年に私は留学中のイギリスから、ケルン体育大学を訪問したが、その時対応してくれたある教授は「我が国では既に国民の求めるスポーツ施設建設は完備した。これからの10年はスポーツ指導者の養成である。」と述べていたことが、その情景も含めて未だに私の脳裏に鮮明に焼き付いている。日本の貧困な施設状況に苦慮していた私から見れば、それ程に強烈な印象であった。)と同時に、それらの施策に伴うスポーツ施設、研究機関、スポーツ製品産業などではスポーツの専門家を多く雇用した。こうして、戦後ドイツは戦前からの成果を継承しながら、戦後のスポーツ・フォー・オールへと発展させた。ドイツオリンピック協会はオリンピック運動への資金援助を目的に、1952年に設立されたものだが、この趣旨から見て、既にこの時点で「アマチュアは他者からの援助を受けてはならず、自らの財で対応しなければならない」とする規範のアマチュアリズムを克服していたことがわかる。

1976年から1999年までは「第2次ゴールデン・プラン」の時期であり、2000年からは新たなスポーツ施設建設計画「ゴールデン・プログラム」である。第1次「ゴールデン・プラン」が施設数を増やすために画一的な施設の建設であったとすれば、この「ゴールデン・プログラム」は地域ごとの多様な施設要求に対応しようとして現在に至っている。

表-3でも見たように、戦後一貫したクラブ数と会員数の増加を生んだ。そこにはすべての年齢層の人々が参加した。異なった年齢層、性、社会層が参加した。当然にして、大規模のクラ

表-4 公的な助成金を受け取っているスポーツクラブ
(n.e. : 2005年はこの項目のデータをとっていない)

	クラブの割合 (%)	クラブ数	増減率 (2005年 = 0)
公的機関からの助成金 (全体)	76.2	69,000	
…スポーツ連盟または各種スポーツ団体からの助成金	51.5	46,000	- 12.9**
…州からの助成金	19.3	17,500	- 22.1*
…市町村または郡からの助成金	54.3	49,100	+ 11.5*
…ヨーロッパ振興基金からの助成金	0.6	100	n.e.
…その他の振興プログラムからの助成金 (例: 労働局)	4.6	4,200	

(クリストフ・プロイアー (黒須充監訳) 『ドイツに学ぶスポーツクラブの発展と社会公益性』創文企画, 2010, p. 108)

ブでは専任のスタッフが雇用され、会員の要求に対応するサービスを提供した。そしてそれらの会員を受容するにはクラブの側としては、公共の援助を受けて十分な施設設備を整備した。こうして公共性を持ったスポーツクラブは表-4に見るように、多様な形態での公的援助を受けており、公共スポーツ施設を利用しているクラブも55,500で、全体の61.4%である。

以上、同じ敗戦国でありながら、ドイツがスポーツ・フォー・オールでもリードし、日本と比べたときの差違は、戦前の経験・蓄積の差、そして国民の権利擁護、福祉への根本的な思考の相違がある。さらにドイツのスポーツ・フォー・オールは福祉国家の一環として実現され、それは今に至るもしっかりと継承されていることが確認されなければならない。

(3) 自由主義型：イギリス

① アマチュアリズムの弊害

イギリスは近代スポーツ発祥地であり、現代世界へのスポーツの「輸出元」でもあった。それは世界各国にスポーツを普及させ、世界中の文化を豊かにさせた発信国である。やがて各国のスポーツ連盟が、そして各種の国際的スポーツ連盟が設立され、近代オリンピックの復興をもたらす基盤となった。

しかしイギリスはアマチュアリズム発祥国でもあった。近代スポーツの発祥を担った新興資本家階級 (ブルジョアジー) が、それを自らの階級に独占し、スポーツから労働者階級を排除するために生み出したのがアマチュアルールであり、そのルールや思想体系全体をアマチュアリズムと呼ぶ⁷⁰⁾。

アマチュアリズムはブルジョア個人主義であり、スポーツは自らの楽しみのために、他人からの援助ではなく自らの財で行うものと考えた。そしてスポーツで金品を稼ぐことは労働者的なことであり、卑しいこととして批判した。他人からの援助や金品を稼ぐことはアマチュアリズムに悖ることとされ、スポーツ界から排除された。それゆえ、イギリスではスポーツに国家や自治体などの公共機関の介入も控えられてきた。この点は、戦後のドイツやフランスで国家・自治体が率先して国民、地域住民への福祉の一環としてスポーツ普及のための施策を講じてきたこととは大きな差となった⁷¹⁾。

戦後のイギリスは福祉国家の典型国として出発したが、スポーツ界においては未だアマチュアリズムが災いして、他の西欧諸国のようなスポーツ・フォー・オール政策の推進、つまりスポーツを福祉の一環としては包摂しえなかった。

オリンピックや諸国際大会では、他の西欧先

進諸国はスポーツ・フォー・オール政策の推進によって、労働者階級を含む広い国民層から優秀な選手を発掘・育成して多く派遣した。また1952年のオリンピック・ヘルシンキ大会以降、ソ連を始めとする社会主義国の参加と、そこで養成された「ステート・アマチュア（スタマチャ）」の多数参加は、資本主義国のアマチュアを凌駕し始めた。それに対抗する上から、資本主義国でも国家的に選手を養成し始めた。つまりスタマチャを目指し始めた。こうした中でイギリスの国際的なスポーツ競技力はますます低下していた。それは近代スポーツ発祥国として、あるいはつい最近までの大英帝国としてのナショナリズムの決定的な弱体化をもたらしていた。

一方、国内的には1950年代中頃からの高度経済成長の始まりと共に、他国と同様に若者文化が混乱し、若者対策が大きな課題となっていた。この頃政府レベルを含め多くの若者対策が検討され、施行された。こうした折り、1958年にウォルフenden委員会が設置され、地域での若者対策と国際的スポーツ競技力の向上を目指して、1960年に『スポーツと地域社会 (Sport & Community)』（ウォルフenden・レポート）が作成された。ここでは他の西欧諸国のようにスポーツを促進する政策機関の設立を提言した。これによって、イギリスもまた国家自体がアマチュアリズムを放棄した。

② スポーツ・フォー・オールの始まり

それに基づき、1965年にはスポーツカウンシルを設立したが、諮問機関であり権限も無く、スポーツの実態調査などを行った。1972年には執行機関としてのスポーツカウンシルを設け、スポーツ政策の作成、推進、予算執行の権限を付与した。スポーツ省やスポーツ庁ではなく、カウンシル（独立行政法人）方式を採用したのは、時の政権党政府の意向で政策を振り回すのではなく、それとは一歩距離を置いて独自にス

ポーツ政策を推進しようという思惑からである。これはイギリスなりのコーポラティズムの現れであり、芸術の福祉としての普及と支援を行う芸術委員会 (Art Commission) や田園や自然の享受を促進する田園委員会 (Countryside Commission) も同様に、政府の直属機関ではなく、政府からの全面的な財政援助を受けながらも組織それ自体としては自立した、いわば独立行政法的なものである。遅ればせながらイギリスも福祉国家の一環として、スポーツ政策が実現し始めた。

既述のようにスウェーデンやドイツではスポーツ政策の実質的な作成と推進組織が行政と民間スポーツ連盟との協議によるが、イギリスの場合、独立法的ではあるが、政府組織として独自の機構である。

1965年には、イギリスを構成するイングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドのそれぞれに独自のスポーツカウンシルが設立された。ここでは主にイングランド・スポーツカウンシルの内容を展開する。

さて、それらのカウンシルは諮問機関であり、スポーツ政策の策定、予算執行の権限は一切なかったが、今後の政策策定の基盤となるスポーツ施設の実態調査やスポーツ政策の構想を検討し始めた。1968年にはスポーツカウンシルが音頭をとり、自治体、教育科学省、住宅・地方自治省、全国プレーイングフィールド協会などの参加を得て合同ワーキンググループを結成し、『スポーツ計画 (Planning for Sport)』を作成した。そこではドイツのゴールデンプランなどに学びながら、対人口6万比でのスポーツ施設必要数を算出した。表-5に見るように、サッカー場は22面、ラグビー場2面、クリケット6面、ローンテニス30面他である。もちろんサッカー場はすべて芝生である。この段階で、イギリスのスポーツ施設建設も、先のスウェーデンやドイツと同様に、日本との比較で言えば信じられ

表-5 スポーツ施設の必要数（イングランド）
（全体：人口6万人比）（エーカー=4,047 m²）

	必要 コート数	サイズ (エーカー)	全面積 (エーカー)
サッカー	22	2.25	49.50
ラグビー	2	2.78	5.56
クリケット	6	3.60	21.60
	5	4.75	23.75
ローンテニス	30	0.15	4.50
ホッケー	2	1.52	3.04
グラスボール	10	0.60	6.00
ネットボール	1	0.15	0.15 (114.10)

スポーツ施設の必要数（内海, p. 89）

ない数のサッカー場が建設されている。

私のフィールドワークとしているイングランド・レスター県・チャーンウッド郡は典型的な田舎都市であるが、ラフバラ大学を擁する5万人のラフバラ市を中心に、小さなヴィレッジが点在する人口18万人の地域である。ここに先の必要数を当てはめるとサッカー場は $22 \times 3 = 66$ 面である。しかし1990年代後半の実数は134面あり、さらに21面が必要と言うことであった⁷²⁾。

表-6 施設建設の実態

	スポーツセンター	プール
1945～59（設置数）		2
1960～69（設置数）		166
1970～71（既存数）	12	440
1970～77（設置数）		394
1974～75（設置数）	137	190
1981年（72年の目標数）	759	857
1980～81（到達数）	461	964
到達率	61%	112%
1983～89（設置数）		144
1988（82年の目標数）	800	
1988（到達数）	650（81%）	

スポーツ施設建設の実態（内海, p. 105）

つまり、人口18万人にサッカー場が155面必要であると言うことであり、実際にその数が設置されている。（尚、日本では18万人都市のスポーツ施設を見れば、最も多いのは野球場であるが、サッカー場と合計しても平均10面には及ばない。）

同じく、表-6はイングランド全体のスポーツ施設建設の実態（1988年段階）である。スポーツセンター（体育館）でみると、1969年前の設置数は0で、1971年までの既存数はたったの12館であった。しかし1974～75年の短期に一気に137館が設置された。そして1972年に立てた81年段階での目標数759館に対して81年の到達数は461館であり、到達率は61%であった。そして1982年には88年までの新たな目標値を800館とした。そして88年の実際の到達数は650館で、目標達成は81%に上昇した。

一方、水泳プールを見ると、1960年代から急増し、1981年の目標値857に対して実際には964であり、到達率は112%と、超過達成をした。さらに、1988年までに144のプール建設を目標としている。

これらのスポーツ施設は施設だけが独立して建設されたわけではなく、そこでのスポーツ指導員の養成や、スポーツ教室の数多くの開催をも伴っている。そして、施設の建設はドイツと同様に内需拡大の一環として、経済政策の中にも位置付けられた。イギリスの場合、現在のスポーツ施設がスポーツの伝統の古さから100年以上前からのものと考えられているが、プロサッカーチームが所有する球場やブルジョアジーが自らの土地をスポーツフィールドに転用した若干のものは別として、地域住民の行うサッカー場、テニスコート、体育館、プールなどのスポーツ施設の大半は既述のようなスウェーデンやドイツと同様に、70年代以降の福祉の一環としてのスポーツ・フォー・オール政策によってもたらされたものである。こうして

イギリスは70年代に他の大陸諸国のスポーツ・フォー・オールに急追した。

③ 新自由主義の逆襲

しかし1979年に成立し、1980年代を統治したサッチャー政権はサッチャリズムという新自由主義政策を採用し、これまでの福祉政策を目的とした。労働組合の権限が大幅に縮小され、国営企業のいくつかが民営化され、教育分野では教師の教育条件が大きく制約され、子どもたちへの競争主義も導入された。福祉の一環であるスポーツ予算も大幅なカットが目されたが、急激な福祉カットの影響で都市部の低階層の不満が爆発し、ロンドン、マンチェスターを始め多くの大都市で1981年に暴動が発生した。結局、スポーツはこれらの暴動を沈静化させるための手段として重視され（「アクション・スポーツ」政策）、かえって予算は拡大したが、暴動が沈静化した80年代後半からは、自治体の強制競争入札（CCT）の導入による民営化、市場化などによって、スポーツへの公的支援は大きく縮小されていった。これは地域スポーツだけでなく、トップ選手養成にも及んだ。

これは学校グラウンド（都市部以外の学校には dual usage として学校と地域が共用するため、複数のサッカー場、ラグビー場などが設置されていた）の企業への売却、教員の労働条件（教育条件）の低下による部活動からの撤退、そして教育の競争化による受験科目の重視による体育授業の削減などをもたらし、週2時間の体育の授業を行っている学校が25%まで低下していた。こうして、学校の体育授業と部活動は瀕死の状態であった。子どもの体力を取り巻く社会的状況は、電子ゲームの普及やジャンクフードの普及も関わって子どもたちの運動不足を来し、肥満の増大へと連なった。それはまた、子どもたちの精神衛生にも波及し、人間関係におけるコミュニケーション能力を低下させ、いじめをはじめとする破壊活動や犯罪へと連なっ

た。地域レベルのスポーツでは、グラウンドの売却による運動施設の減少、国民の貧富拡大によるスポーツ離れが進行した。そしてトップレベルでも深刻で、オリンピックでは従来10位水準にいたイギリスが1996年のオリンピック・アトランタ大会では36位に低下した。これは「アトランタショック」として、イギリスのナショナルリズムの危機となった。この前年の1995年にサッチャー政権を継承した同じく保守党のメジャー首相は自らの意向も含めた『スポーツ：ゲームを盛り上げよう（*Sport: Raising the Game*）』を、スポーツ政策の政府文書として歴史上初めて提起し、地域スポーツを軽視しつつ学校スポーツとトップスポーツの強化方針を強調した。これは前年に成立した国営宝くじ（National Lottery）収益金のスポーツへの配分を睨んだものだったが、アトランタ大会には間に合わなかった。

④ スポーツ・フォー・オールの「再来」

1997年に誕生したブレア政権（労働党）は1980年代以降の格差の深刻化を克服するために、「社会的包摂（Social Inclusion）」政策を推進した。つまり新自由主義政策によって国民の、地域住民の貧富の格差拡大は深刻化していた。それによって貧困層は多くの社会的な事象から排除され、国内が、地域が分断されていた。こうした状況を「社会的包摂」によって再建すべく、多様な方策を採用した。また、ブレア政権は国民の意識向上と職業能力の育成のために教育政策を重視したが、その一環にスポーツが大きく位置付けられることになった。もちろんここにはスポーツ関係者の多大な努力があり、子どもを含む学校スポーツ、地域スポーツそしてトップスポーツのすべてにわたって、前代未聞の予算を投入しながら、スポーツを通じた学校、地域そして国づくりを目指した。そしてそれぞれの領域で、世界一のスポーツ推進体制づくりを目指している。70年代以上の福祉国家的なス

ポーツ・フォー・オール政策の実施である。

因みに、こうした政策の背景の1つとして国民の肥満問題を挙げてみると、成人の肥満者数は1993年の15%から2007年の24%へと増加し、子どもの肥満者数では1974~1984年の間は変化がなかったものの、1984年の5.4%から1994年には9%へ、そして2007年には16%へと増加した。もちろんこの背後には多くの過体重者が存在する⁷³⁾。

2000年代に入っのイギリス（主にイングランド）のスポーツ政策は表-7の様である。

EUは欧州連合であり、2000年に各国のスポーツ高官の会合による「ニース宣言」を出し、2007年には『スポーツ白書』を出して域内のスポーツ政策を率先した。

そしてDCMS「文化・メディア・スポーツ省 (Department for Culture, Media and Sport)」はイングランドのスポーツ所管官庁である。2000

年に『すべての人のスポーツの未来 (Sporting Future for All)』を出し、2002年と2007年には首相自ら、子ども・若者の体育・スポーツ政策を出して、世界一の学校スポーツ体制の確立のための予算と体制づくりに努力している。2008年には『勝利を楽しむ：スポーツの新時代 (Playing to Win: A New Era of Sport)』を出して2020年までの課題を展望した。特に直近の3年間に新規参加者を100万人増加させる計画を策定し、46競技連盟に3年間で8,000万ポンドを補助した⁷⁴⁾。

このように、2000年代に入って空前とも言われる画期的なスポーツ政策が、子ども・学校スポーツ、地域スポーツ、トップスポーツの各領域で追求されている。そのさ中の2005年には2012年の第30回オリンピックのロンドン開催権を獲得した。これによって、イギリスのスポーツ界はいつそうの活気を呈している⁷⁵⁾。

表-7 イングランドの2000年代のスポーツ政策

	2000	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12
EU	①							②					
DCMS	①		②a				③	b	④	⑤			
Sport England					①	②			③				
DOSF			a					b					
Youth Sport Trust													
EU:	① The Nice-Declaration (2000) ② White Paper on Sport (European Commission July 2007)												
DCMS:	① Sporting Futures for All (2000) ② Game Plan: a strategy for delivering Government's sport and physical activity objects (December 2002) ③ School Sport Like (2006) ④ Playing to @: A New Era for Sport (June 2008) ⑤ International Sport Strategy (June 2009)												
Sport England:	① The Framework for Sport in England-Making England an Active and Successful Sporting Nation: A Vision for 2020 (2004) ② Planning for Sport & Active Recreation Objectives & Opportunities, Interin Statement (2005) ③ Sport England Strategy 2006-2011 (June 2008):												
DCMS, DCSF:	④ Prime Minister. National Physical Education. School Sport and Club Links Strategy PESSCL (2002) ⑤ Prime Minister the new Physical Education and Sport Strategy for Young People: PESSYP (2007)												

(内海, 注 (5) より)

スポーツの推進は、国民のスポーツ享受のために推進されることは理想である。しかし現実の社会では先にも指摘したように、学力向上やいじめ克服などの教育問題、肥満や糖尿病などの健康対策、地域崩壊の克服、民族的な融合策などの多くの課題を解決する手段としてスポーツが活用されている。そのためにスポーツが大きく飛躍している。いわばスポーツが目的的ではなく、手段的に推進されている。これはこれで重要なことである。

ところで、2008年から3年間で100万人の新規スポーツ参加者を増加させるという政府の政策に対して、それを現場で担うスポーツクラブの実態を調査したものがあつた。つまり、それは最終的には地域の、末端のスポーツクラブが担うことになるが、そこでは政府方針への無理解、不信あるいは反抗など多様であり、トップダウンの方針決定ではあまり効果がなく、むしろボトムアップの、より民主主義的な政策決定でないと実効性は期待できない旨が指摘されている⁷⁶⁾。

以上、3つの類型の福祉国家におけるスポーツ・フォー・オール政策の誕生とその後を見てきたが、それぞれの国情を反映して、スポーツ政策、行政組織のあり方などは多様である。しかしその一方で共通性も多い。つまりスポーツを福祉の一環として位置付け、大きな公的援助を行ってきた。それ故にスポーツ行政、スポーツ連盟、スポーツクラブ、スポーツ産業……の全てが活気をもって、国や地方自治体の政策として大きな位置を占め、そして国民の文化としても繁栄している。

かつて西ドイツの「第2の道」「ゴールデン・プラン」の遂行で見たように、住民の参加増を受け入れるためには、その受容のための施設、指導者、プログラムが必須であり、そのための国家からの補助は不可避である。またスウェーデンの場合、地域レベルでは自治体と地域ス

ポーツクラブ連盟が協議して地域のスポーツ政策を策定している。もちろんそこには施設建設、指導者育成、クラブ補助など豊富な公的支援がある。

イギリスの場合、政策的にドイツやスウェーデンと比較するとややトップダウン的な傾向もあるが、イギリスなりのスポーツ普及策が政府の補助を伴って推進されている。そうした中でその末端のクラブの「悩み」は日本のスポーツ実態から見れば雲の上の悩みの様である。

次章では戦後日本の福祉とスポーツの関連について検討する。

注

- 1) 工藤恒夫『資本制社会保障の一般理論』新日本出版社、2003、p. 22
- 2) 1) の p. 23
- 3) 横山寿一『社会保障の市場化・営利化』新日本出版社、2003、p. 179
- 4) 田口富久治編『ケインズ主義的福祉国家』青木書店、1989、p. 15
- 5) 4) の pp. 13-14
- 6) 宮本太郎「6 - 社会保障の再編構想と新しい争点」(齊藤、宮本、近藤編『社会保障と福祉国家のゆくえ』ナカニシヤ出版、2011、p. 117
- 7) 齊藤、宮本、近藤編『社会保障と福祉国家のゆくえ』ナカニシヤ出版、2011、pxiii
- 8) 新川敏光編著『福祉レジームの収斂と分岐—脱商品化と脱家族化の多様性—』ミネルヴァ書房、2011、p. 6
- 9) 4) の p. 98
- 10) 足立正樹編『福祉国家の歴史と展望』法律文化社、1988、p. 28
- 11) 後藤道夫「資本主義批判の現在と変革イメージ—新保守主義革命への対抗戦略のバースペクティブ」『新たな社会への基礎イメージ』ラディカルに哲学する5、後藤他編、大月書店、1995、p. 41
- 12) 4) の pp. 23-24
- 13) エスピン・アンデルセン(岡沢憲美・宮本太郎監訳)『福祉資本主義の3つの世界—比較福祉国家の理論と動態』ミネルヴァ書房、2001(原典1990)、iv
- 14) エスピン・アンデルセン編(埋橋孝文監訳)『転換期の福祉国家：グローバル経済下の適応戦略』早稲田大学出版部、2003、p. 227
- 15) 14) の p. 247
- 16) 14) の p. 306
- 17) 14) の p. 303

- 18) 7) の pi
- 19) 橋本俊詔『格差社会 何が問題なのか』岩波新書, 2006, pp. 202-203
- 20) 7) の時期区分
- 21) 3) の p. 182
- 22) 二宮厚美『憲法25条 + 9条の新福祉国家』かもがわ出版, 2005, p. 87
- 23) 4) の pp. 204-205
- 24) 4) の p. 209
- 25) 3) の p. 182
- 26) 7) の i
- 27) 3) の p. 186
- 28) 4) の p. 221
- 29) 大沢真理『現代日本の生活保障システム—座標とゆくえ』岩波書店, 2007, p. 38
- 30) 29) の pp. 44-45
- 31) 29) の p. 89
- 32) 3) の p. 190
- 33) 新川敏光編著『福祉レジームの収斂と分岐—脱商品化と脱家族化の多様性—』ミネルヴァ書房, 2011, p. 317
- 34) 29) の p. 110
- 35) 18) の(新川敏光「4. 日本型福祉レジーム論を巡る対話」, p. 88
- 36) エスピン・アンデルセン(岡沢憲美・宮本太郎監訳)『福祉資本主義の3つの世界—比較福祉国家の理論と動態』ミネルヴァ書房, 2001(原典1990), vi
- 37) 宮本太郎, イト・ベング, 埋橋孝文著「補論 日本型福祉国家の位置と動態」, エスピン・アンデルセン(岡沢憲美・宮本太郎監訳)『福祉資本主義の3つの世界—比較福祉国家の理論と動態』ミネルヴァ書房, 2001(原典1990), p. 295
- 38) 大沢真理『現代日本の生活保障システム—座標とゆくえ』岩波書店, 2007, p. 38
- 39) 8) の p. 17
- 40) 聴濤 弘『マルクス主義と福祉国家』大月書店, 2012, p. 136
- 41) 二宮厚美『新自由主義からの脱出—グローバル化のなかの新自由主義 vs. 新福祉国家』新日本出版社, 2012, p. 243
- 42) 内海和雄『オリンピックと平和』不味堂出版, 2012
- 43) 内海和雄『スポーツの公共性と主体形成』不味堂出版, 1988
- 44) 42) と同じ
- 45) 40) の p. 80
- 46) 高島昌二『スウェーデンの家族・福祉・国家』ミネルヴァ書房, 1997, p. 108
- 47) 戸原四郎「福祉国家スウェーデンの生成と展開」『福祉国家の形成』福祉国家 第1巻, 東京大学社会科学研究所, 東京大学出版会, 1984, p. 325
- 48) 47) の p. 323
- 49) 北欧スポーツ研究会編『北欧のスポーツースポーツは共有財—』道和書院, 1993, p. 90
- 50) 47) の p. 329
- 51) 47) の p. 322
- 52) 増田靖弘「スウェーデンの国民スポーツ」『世界の国民スポーツ(上)』不味堂新書, 1977年, p. 187
- 53) 丸尾直美『スウェーデンの経済と福祉—現状と福祉国家の将来—』中央経済社, 1992, p. 233
- 54) 中嶋 博「教育・文化政策—『自由』と『福祉』のために—」『スウェーデンの社会政策』スウェーデン社会研究所編, 成文堂, 1981, p. 262
- 55) 54) の p. 264
- 56) Nils Asle Bergsgard and Johan R. Norberg, 'Sport policy and politics - the Scandinavian way', *Sport in Society*, Routledge, Vol. 13, No. 4, May 2010, p. 570
- 57) 56) に同じ
- 58) 49) の p. 50
- 59) 桑原一良他「北欧福祉社会におけるスポーツ・レクリエーション施設について(第4報)」『新見女子短期大学紀要』Vol. 10, 1989, p. 15
- 60) 49) の p. 43
- 61) 三宅克彦他「北欧福祉社会におけるスポーツ・レクリエーション施設について(第2報)」『岡山大学教養部紀要』Vol. 21, 1985, p. 203
- 62) 61) の p. 216
- 63) 61) の p. 205
- 64) 「スウェーデン」『スポーツ政策調査研究 報告書』笹川スポーツ財団(文部科学省委託調査), 2011, p. 197
- 65) 64) の p. 200
- 66) 64) の p. 199
- 67) 以下を参考文献とした。
- ・笹川スポーツ財団『「スポーツ政策調査研究」報告書』, 平成23年7月。文部科学省委託研究。
 - ・唐木國彦「西ドイツのスポーツ政策—『パートナーシップの原理』について—」『スポーツ政策』スポーツを考えるシリーズ④, 大修館書店, 1978
 - ・福岡孝純, 谷本都栄「ドイツにおけるスポーツ・フォー・オール施策とスポーツ施設整備計画—ゴールデン・プランからゴールデン・プログラムへ—」『帝京経済学研究』第42巻第1号(通巻61号), 2008年12月
 - ・増田靖弘「西ドイツの国民スポーツ」『世界の国民スポーツ(下)』不味堂新書, 1977
 - ・増田靖弘『国民スポーツのプログラム—西ドイツの“第2の道”—』不味堂出版, 1973
- 68) 内海和雄『オリンピックと平和』不味堂出版, 2012, p. 184
- 69) クリストフ・プロイアー(黒須充監訳)『ドイツに学ぶスポーツクラブの発展と社会公益性』創文企画, 2010, p. 14
- 70) 内海和雄『アマチュアリズム論—差別無きス

- スポーツ理念の探求へ』創文企画, 2007
- 71) 内海和雄『イギリスのスポーツ・フォー・オール—福祉国家のスポーツ政策』不味堂出版, 2003
- 72) 70) の p. 220
- 73) NHS, *Statistics on obesity, physical activity and diet: England*, NHS Information Centre, 2009
- 74) 内海和雄「イギリス（主にイングランド）のスポーツ政策と子どもスポーツ政策の概要」『平成21年度 財団法人日本体育協会 公認スポーツ指導者海外調査研究事業報告書』日本体育協会, 2010, 3, 31
- 75) 72) に同じ
- 76) Huggins, M., Sport policy and community sport in England in the twenty-first century: changes, challenges and key themes, 日本生涯スポーツ学会第14回大会基調講演, 2012年10月27日, 広島経済大学。Skinner, J., et al., 'Development through Sport: Building Social Capital in Disadvantaged Communities, *Sport Management Review*, 2008, No. 11, pp. 253–275. Harris, S., et al., 'Great Expectations: Voluntary Sports Clubs and Their Role in Delivering National Policy for English Sport,' *Voluntas*, 2009, No. 20, pp. 405–423